

那覇市公報

第 1 6 4 2 号その 2
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○歩行者専用道路の指定に関する告示（道路管理課）	294
○市道の路線認定及び廃止について（道路管理課）	297
○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について（文化財課）	301
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	301
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	302
○固定資産の価格等の登録について（資産税課）	303
○那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	303
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（行政経営課）	304
○那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こども政策課）	305
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	306
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまちなか振興課）	307
○平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）	308
○那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について（人事課）	308
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	312
○那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について（こどもみらい課）	313
○平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 9 号）（財政課）	314
○平成 27 年度那覇市一般会計予算（財政課）	316

○平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） （ちゃーがんじゅう課）	323
○平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	326
○平成 26 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（市街地整備課）	328
○平成 27 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（市街地整備課）	330
○平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）（市街地整備課）	332
○平成 27 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（市街地整備課）	334

◇公 告◇

○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	336
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	338
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	340
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	342
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	342
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	343
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	344
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	345
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	346
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	347
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	348
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	349
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	350
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	351
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	352

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 353

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程…… 354

○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程…… 374

○那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程…………… 376

○那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程…………… 378

○那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程…………… 381

○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程…………… 383

○那覇市上下水道局法定外公共物規程の一部を改正する規程…………… 398

◇上下水道局告示◇

○平成 27 年度水道メーターの賠償額について…………… 399

○那覇市排水設備指定工事店の未更新に伴う取消しについて…………… 401

◇監査委員公表◇

○平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について（公表）…… 403

○平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）… 412

◇公平委員会規則◇

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 417

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1623 号の正誤…………… 419

○那覇市公報第 1641 号の正誤…………… 419

告 示

那覇市告示第 522 号
平成 27 年 3 月 30 日
掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

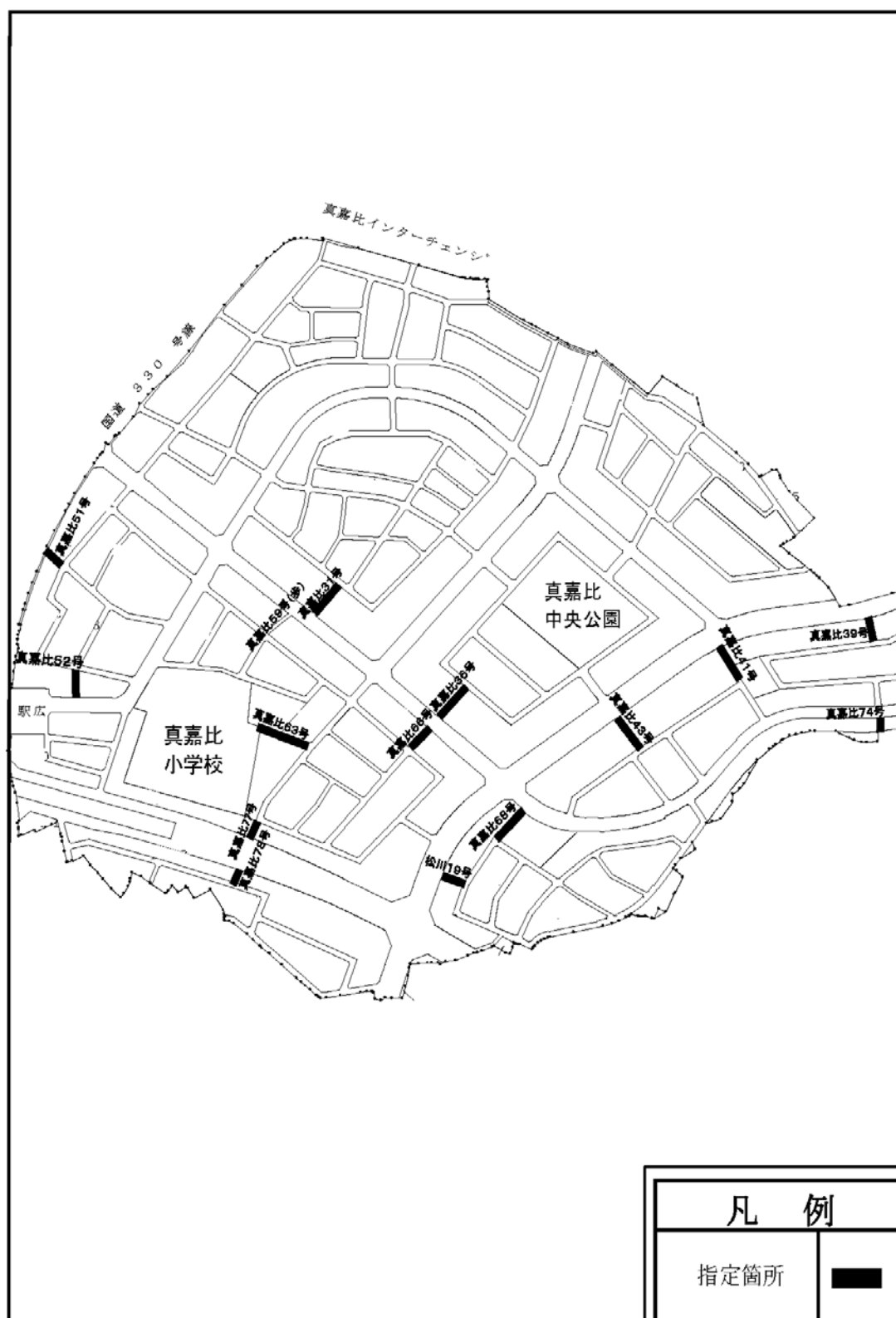
那覇市長 城 間 幹 子

歩行者専用道路に指定する路線

整 理 番 号	路 線 名	区 間
1623	真嘉比31号	字真嘉比377～ 字真嘉比362－ 3
1628	真嘉比36号	字真嘉比150－ 1 字真嘉比146
1631	真嘉比39号	字古島377～ 字古島362－ 3
1633	真嘉比41号	字古島328－ 1 ～ 字古島332
1635	真嘉比43号	字真嘉比129～ 字真嘉比319
1643	真嘉比51号	字真嘉比275－ 8 ～ 字真嘉比275－ 6
1644	真嘉比52号	字真嘉比233～ 字真嘉比233－ 5
1655	真嘉比63号	字真嘉比203～ 字真嘉比204
1658	真嘉比66号	字真嘉比157－ 2 ～ 字真嘉比157

1660	真嘉比68号	字真嘉比287～ 字真嘉比273－ 2
1666	真嘉比74号	字古島364－ 2 ～ 字古島365
1669	真嘉比77号	字真嘉比189－ 2 ～ 字真嘉比186
1670	真嘉比78号	字真嘉比188－41～ 字真嘉比189－17
1684	松川19号	字真嘉比168－ 3 ～ 字松川345－ 1

歩行者専用道路の指定位置図(参考図)



那覇市告示第 523 号
平成 27 年 3 月 30 日
掲 示 済

市道の路線認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

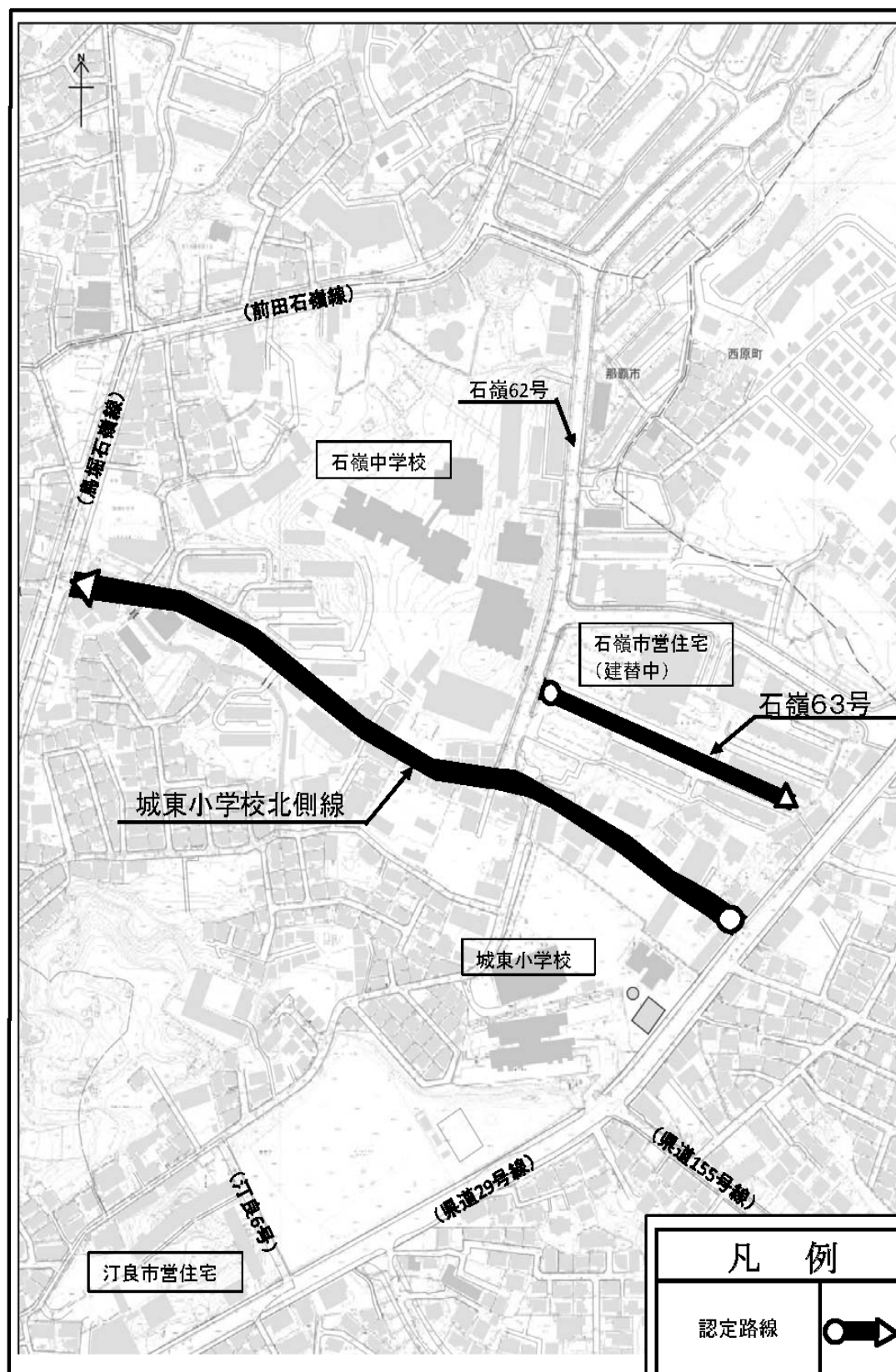
1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2367	城東小学校北側線	首里石嶺町 2 丁目83－1 首里石嶺町 2 丁目84－3	
2368	石嶺63号	首里石嶺町 2 丁目70－2 首里石嶺町 2 丁目132	
2369	繁多川17号	繁多川 2 丁目477 繁多川 2 丁目476－14	
2370	繁多川18号 (歩行者専用)	繁多川 2 丁目476－14 繁多川 2 丁目452－2	

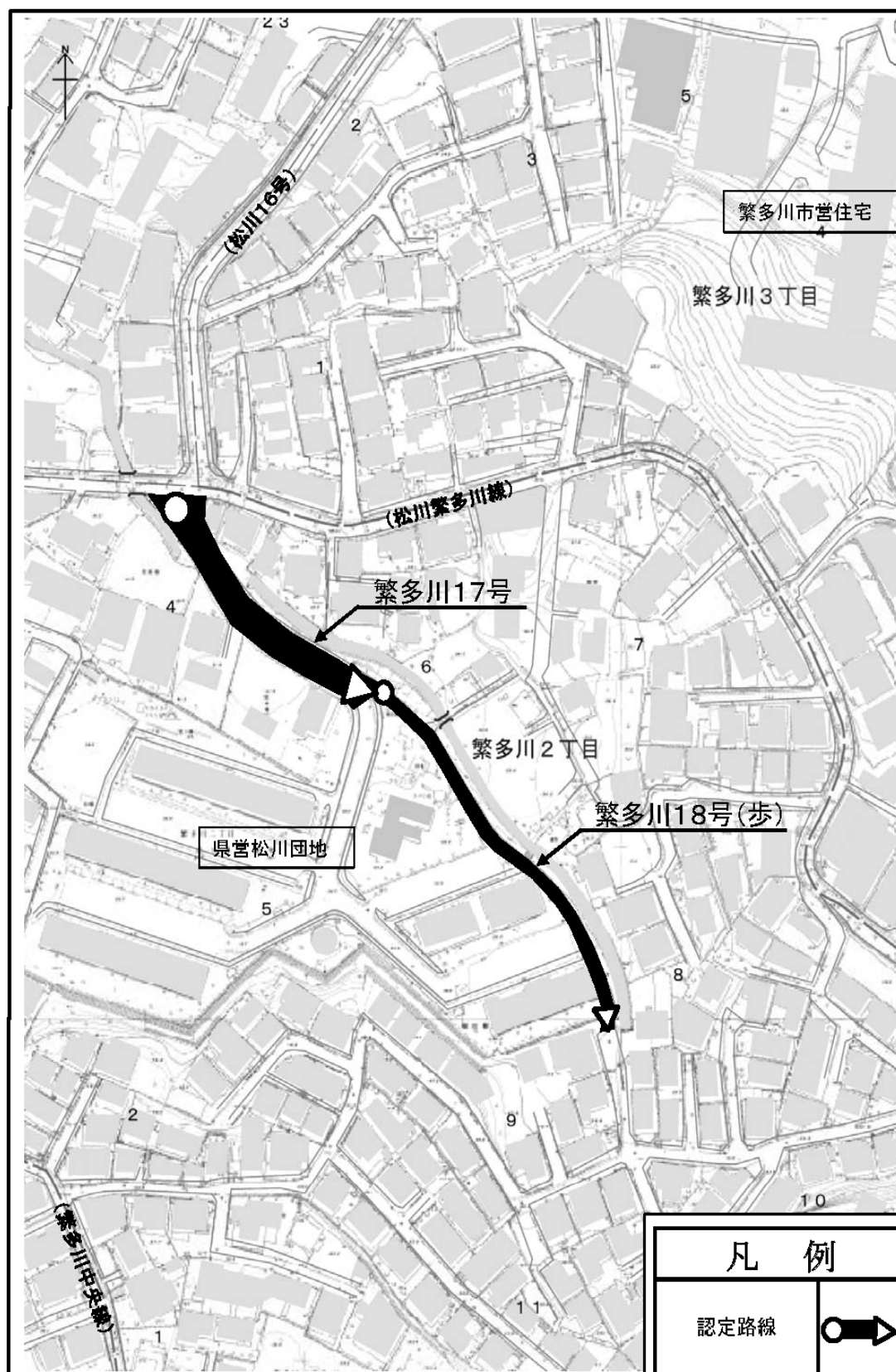
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1380	石嶺37号	首里石嶺町 2 丁目83－1 首里石嶺町 2 丁目60－1	

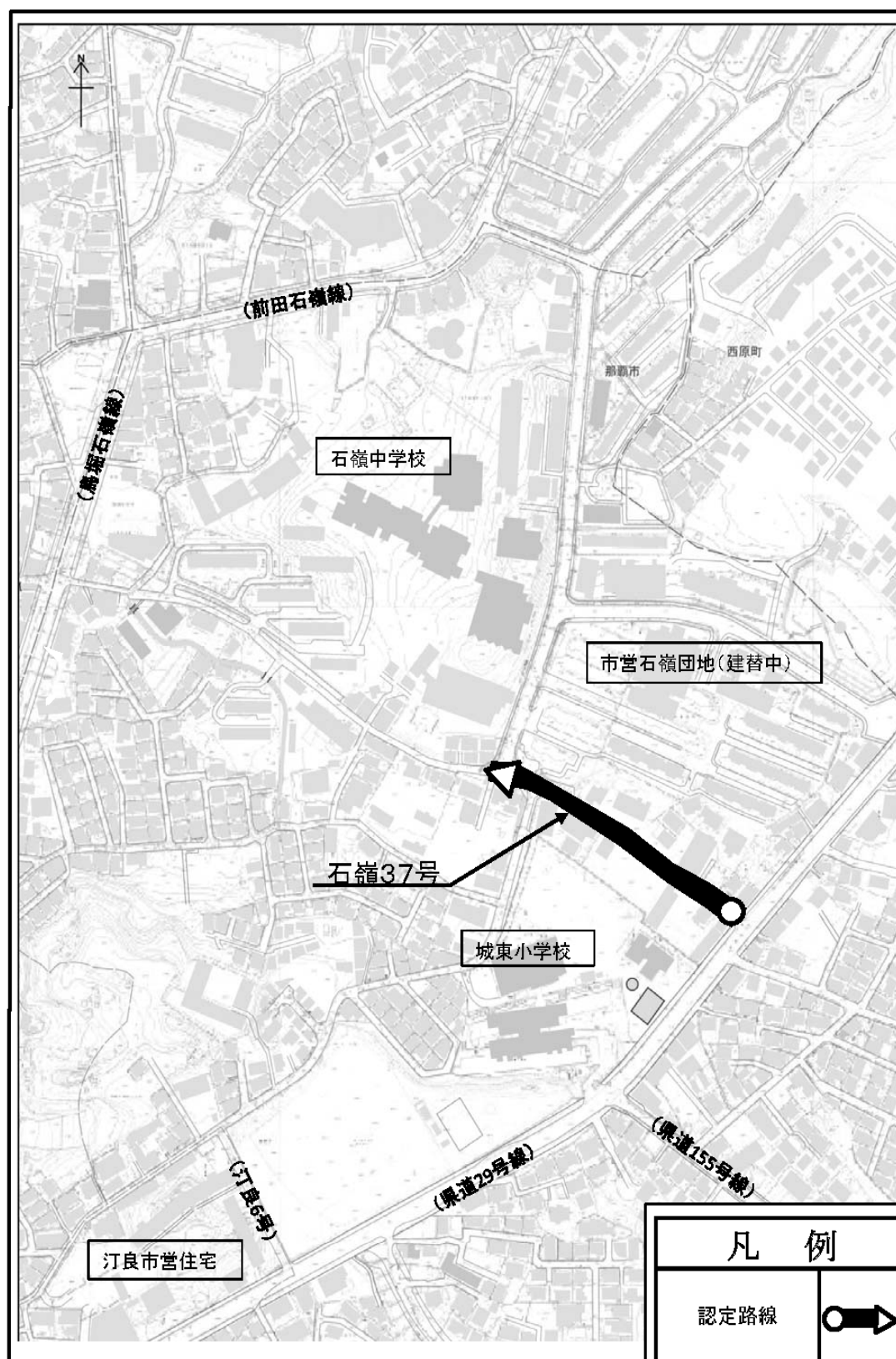
市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線認定位置図(参考図②)



市道の路線廃止位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 2 号
平 成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市松尾 1－1－2 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社 流通アシスト
代表者 我那覇 学 |
| 4 委託期間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 |

.....

那 覇 市 告 示 第 3 号
平 成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元 トヨ子	那覇市 壺川3丁目2番 地5 壺川市営2-711	自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日	石嶺・石嶺第二 大名・久場川・汀良 末吉・真地・識名 安謝・安謝第一 壺川東改良
高良 恵美	那覇市 小禄1丁目19番 20号	自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日	宇栄原・銘苅・壺川 辻・若狭改良・小 禄・新都心銘苅 繁 多川

那 覇 市 告 示 第 4 号
平成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西1丁目19番7号	自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日

那 覇 市 告 示 第 7 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 27 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 27 年 3 月 26 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

那 覇 市 告 示 第 2 8 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 沖縄市安慶田 1 丁目 1 番 4 号 |
| 3 受託者の名称 | 新報トラスト株式会社
代表取締役 鈴木 誠一 |
| 4 委託期間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 32 号
平成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部行政経営課で閲覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成 27 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 金沢信昭
 - (2) 住所 豊見城市字真玉橋 278 番地の 2 S H T ビル 302 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那覇市告示第 33 号
平成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|----------------|--|
| 1 件 名 | 那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託 |
| 2 委託期間 | 自平成 27 年 4 月 1 日
至平成 28 年 3 月31日 |
| 3 相 手 方 | 那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫 |

那覇市告示第 34 号
平成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 受託者の住所 | 浦添市字経塚 720 番地 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 具志堅 健秀 |
| 4 委託期間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 63 号
平成 27 年 4 月 2 日
掲 示 済

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|----------------|---|
| 1 件 名 | 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託 |
| 2 委託業者 | 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫 |
| 3 委託期間 | 自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 65 号
平成 27 年 4 月 3 日
掲 示 済

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 4 月 8 日（水）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 沖縄の民意を踏みにじり、翁長知事の作業停止指示の効力を一時停止した政府の暴挙に激しい怒りを込めて抗議し、新基地建設の作業の即時中止と計画撤回を強く求める意見書
 - （2） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
 - （3） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

那覇市告示第 76 号
平成 27 年 4 月 15 日

那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について

那覇市非常勤職員要綱(昭和 57 年 5 月 1 日市長決裁)の一部を次のように改正する。

那覇市長 城 間 幹 子

改正前	改正後
(適用除外) 第3条 前条第2項に定める非常勤職員については、<u>第5条第3項から第5項まで、第8条から第13条まで及び第15条から第20条までの規定は適用しない。</u> (非常勤職の設置及び廃止手続) 第4条 [略] 2 [略] (採用) 第5条 [略] 2 [略] 3 総務部長が、必要があると認めるときは、非常勤職員を継続して採用することができる。ただし、最初に採用された年度を含めて、連続した3会計年度を超えて採用することはできない。 4 総務部長は、前項ただし書の規定にかかわらず<u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、主管部長と協議の上、3会計年度を超え、5会計年度の範囲内で、継続して採用することができる。</u> (1)～(3) [略] 5 <u>連続した3会計年度以上において採用</u>	(適用除外) 第3条 前条第2項に定める非常勤職員については、<u>第5条第3項ただし書、同条第4項及び第5項、第6条第2項、第8条から第13条まで並びに第15条から第20条までの規定は、適用しない。</u> (非常勤職の設置及び廃止手続) 第4条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、各年度の組織機構及び定数に関する管理運営方針を踏まえ実施する非常勤職の設置及び廃止の手続については、別に定める。</u> (採用) 第5条 [略] 2 [略] 3 総務部長が、必要があると認めるときは、非常勤職員を継続して採用することができる。ただし、最初に採用された年度を含めて、連続した3会計年度を超えて<u>同一の課における同一の職で採用することはできない。</u> 4 総務部長は、前項ただし書の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、主管部長と協議の上、5会計年度の範囲内で、継続して採用することができる。</u> (1)～(3) [略] 5 <u>前2項の規定により、同一の課における</u>

された者については、当該連続した会計年度のうち最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては、非常勤職員として採用しないものとする。

（採用手続）

第6条 〔略〕

（勤務条件等の変更）

第9条の2 〔略〕

2 〔略〕

（年次有給休暇）

第11条 〔略〕

2 前項に規定する任用期間が6月を超える週5日以上勤務職員等が1会計年度を超えて継続勤務する場合は、その者に対し、10労働日に1会計年度を超える継続勤務年数1年につき次の表に定める労働日を加算した日数の年休を付与する。ただし、各会計年度の任用期間が10月未満の者はこの限りでない。

〔表 別記〕

同一の職で、連続した3会計年度以上において採用された者については、当該職で継続して採用することができる最終会計年度の翌会計年度においては、当該職の非常勤職員として採用しないものとする。ただし、総務部長が主管部長と協議して特に必要と認める場合は、この限りでない。

（採用手続）

第6条 〔略〕

2 前条第3項、第4項又は第5項ただし書の規定により非常勤職員を継続して採用しようとする場合は、各課の長は、毎会計年度において、当該非常勤職員に非常勤職員勤務実績報告書を提出させることにより、客観的に当該非常勤職員の能力及び成績を把握した上で、人材育成及び任用の基礎として活用するものとする。

3 前項の非常勤職員勤務実績報告書に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（勤務条件等の変更）

第9条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 第4条第3項の規定は、各年度の組織機構及び定数に関する管理運営方針を踏まえ実施する非常勤職の定数の変更の場合に準用する。

（年次有給休暇）

第11条 〔略〕

2 〔略〕

〔表 別記〕

3 1週間の勤務日が4日以下である非常勤職員(1週間の勤務時間が30時間である非常勤職員を除く。)及び1年間の勤務日が48日以上216日以下である非常勤職員の年休の要件及び日数については、次の各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 継続して採用された場合でそれぞれの会計年度の任用期間が10月を超える場合は、その者に対し1会計年度を超えるごとに次の表に定める年休日数を与える。 [表 別記] 4 [略] 5 継続採用された非常勤職員が前年度に<u>与えられなかった年休日数</u>を有するときは、翌会計年度に限り繰り越すことができる。	3 [略] (1) [略] (2) [略] [表 別記] 4 [略] 5 継続採用された非常勤職員が前年度に<u>行使しなかった年休</u>を有するときは、<u>当該年休のうち同年度に付与された年休の日数を上限として翌会計年度に限り繰り越すことができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定及び第9条の2に1項を加える改正規定は、平成27年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日からこの要綱の施行の日まで引き続き継続任用されている非常勤職員については、この要綱の施行の日から1年間は、改正後の那覇市非常勤職員要綱の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱(平成11年3月26日市長決裁)付則第2項中「当分の間」とあるのは、「平成28年3月31日まで」とする。

[改正前 別記]

[第11条第2項の表]

継続勤務年数	[略]	5会計年度
年休日数		[略]

[改正後 別記]

[第11条第2項の表]

非常勤職員としての継続勤務年数	[略]	5会計年度	6会計年度以上
年休日数		[略]	10労働日

[改正前 別記]

[第11条第3項第2号の表]

1週間の勤務日数	[略]	継続勤務年数			
		[略]	3会計年度	[略]	5会計年度
4日			[略]		[略]
3日			7労働日		
2日			[略]		
1日					

[改正後 別記]

[第11条第3項第2号の表]

1週間の勤務日数	[略]	非常勤職員としての継続勤務年数			
		[略]	3会計年度	[略]	5会計年度
4日			[略]		[略]
3日			8労働日		15労働日
2日			[略]		11労働日
1日					7労働日
					3労働日

那覇市告示第 77 号

平成 27 年 4 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく医師を平成 27 年 2 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	宮本 齊	内科	沖縄協同病院
2	上原 健	整形外科	沖縄協同病院
3	馬淵 仁志	内科	那覇市立病院

那覇市告示第 78 号
平成 27 年 4 月 15 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

地方自治法第158条第1項、子ども・子育て支援法附則第6条第4項及び那覇市会計規則第34条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者

那覇市西 1 丁目19番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫

委託期間

自平成 27年 4 月 1 日
至平成 28年 3 月31日

那覇市告示第 79 号
平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年(2015 年) 3 月那覇市議会臨時会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 9 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 9 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 574,892 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,778,698 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		35,890,562	574,892	36,465,454
	2 国庫補助金	7,405,898	574,892	7,980,790
歳 入 合 計		141,203,806	574,892	141,778,698

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,430,664	10,000	9,440,664
	1 総務管理費	7,212,639	10,000	7,222,639
3 民生費		68,135,461	81,904	68,217,365
	2 児童福祉費	20,403,023	81,904	20,484,927
7 商工費		1,530,288	464,044	1,994,332

	1 商工費	1, 530, 288	464, 044	1, 994, 332
10 教育費		14, 763, 717	18, 944	14, 782, 661
	4 幼稚園費	1, 648, 596	18, 944	1, 667, 540
歳 出 合 計		141, 203, 806	574, 892	141, 778, 698

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			10, 000
	1 総務管理費		10, 000
		地方版総合戦略策定事業	10, 000
3 民生費			81, 904
	2 児童福祉費		81, 904
		認可外保育施設支援事業(地方創生先行型)	57, 592
		壺屋児童館環境改善事業	24, 312
7 商工費			464, 044
	1 商工費		464, 044
		企業立地促進奨励助成事業	11, 500
		那覇市プレミアム付商品券事業	439, 110
		なは産業支援センター育成支援事業	13, 434
10 教育費			18, 944
	4 幼稚園費		18, 944
		保育環境充実事業	18, 944
合 計			574, 892

那覇市告示第 80 号
平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計予算

平成 27 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 134,470,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		43,941,491
	1 市民税	18,677,042
	2 固定資産税	20,751,788
	3 軽自動車税	566,409
	4 市たばこ税	3,032,466
	5 特別土地保有税	3
	6 入湯税	11,536
	7 事業所税	902,247
2 地方譲与税		653,483
	1 自動車重量譲与税	322,971
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	19,151
	4 航空機燃料譲与税	171,619
	5 地方揮発油譲与税	139,741
3 利子割交付金		82,635
	1 利子割交付金	82,635
4 配当割交付金		89,178
	1 配当割交付金	89,178
5 株式等譲渡所得割交付金		81,639
	1 株式等譲渡所得割交付金	81,639
6 地方消費税交付金		4,895,204
	1 地方消費税交付金	4,895,204
7 自動車取得税交付金		43,042
	1 自動車取得税交付金	43,042
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		292,155
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	292,155
9 地方特例交付金		65,157
	1 地方特例交付金	65,157
10 地方交付税		12,150,433
	1 地方交付税	12,150,433
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 分担金及び負担金		1,480,355
	1 分担金	1
	2 負担金	1,480,354
13 使用料及び手数料		3,231,350
	1 使用料	2,604,581
	2 手数料	626,769

14 国庫支出金		33,877,454
	1 国庫負担金	28,437,979
	2 国庫補助金	5,333,324
	3 委託金	106,151
15 県支出金		16,779,313
	1 県負担金	6,106,932
	2 県補助金	10,107,012
	3 委託金	565,369
16 財産収入		647,394
	1 財産運用収入	369,985
	2 財産売払収入	277,409
17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		1,822,637
	1 特別会計繰入金	48,950
	2 基金繰入金	1,773,687
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		1,796,716
	1 延滞金加算金及び過料	117,412
	2 市預金利子	1,708
	3 貸付金元利収入	343,892
	4 受託事業収入	78,821
	5 雑入	1,254,883
21 市債		11,990,363
	1 市債	11,990,363
歳 入 合 計		134,470,000

歳 出 (単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		849,793
	1 議会費	849,793
2 総務費		8,040,691
	1 総務管理費	5,840,481
	2 徴税費	1,064,448
	3 戸籍住民基本台帳費	785,825
	4 選挙費	65,672
	5 統計調査費	182,927
	6 監査委員費	101,338
3 民生費		66,502,539
	1 社会福祉費	23,320,244
	2 児童福祉費	20,991,308
	3 生活保護費	22,190,986
	4 災害救助費	1

4 衛生費		9,696,486
	1 保健衛生費	5,634,635
	2 清掃費	4,061,851
5 労働費		67,366
	1 労働諸費	67,366
6 農林水産業費		168,124
	1 農業費	48,526
	2 林業費	616
	3 水産業費	118,982
7 商工費		1,052,719
	1 商工費	1,052,719
8 土木費		17,065,349
	1 土木管理費	477,552
	2 道路橋りょう費	1,425,584
	3 港湾費	1,232,111
	4 都市計画費	8,908,688
	5 住宅費	5,021,414
9 消防費		3,826,534
	1 消防費	3,826,534
10 教育費		12,985,418
	1 教育総務費	1,679,923
	2 小学校費	4,051,052
	3 中学校費	2,299,208
	4 幼稚園費	1,818,723
	5 社会教育費	1,372,040
	6 保健体育費	1,764,472
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		14,144,976
	1 公債費	14,144,976
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		134,470,000

第 2 表 債務負担行為 (単位:千円)

事 項	期 間	限度額
津波避難ビルオープニングセレモニー業務委託(総務課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	200
施設予約収納システム事業(情報政策課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	9,011

コンビニ交付導入事業(情報政策課)	平成 27 年度から 平成 33 年度まで	53, 516
中速プリンタメンテナンスリース（情報政策課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	25, 596
那覇市路線価付設業務委託（資産税課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	30, 726
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業(納税課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	93, 128
窓口業務外部委託（ハイサイ市民課）	平成 28 年度から 平成 30 年度まで	282, 534
住基システム等入出力業務委託（ハイサイ市民課）	平成 28 年度から 平成 31 年度まで	92, 103
新文化芸術発信拠点施設整備事業業務委託(基本設計)（文化振興課）	平成 28 年度	63, 368
那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託料(商工農水課)	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	132, 293
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工農水課)	平成 28 年度から 平成 38 年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
なは産業支援センター電子錠保守管理業務委託料（商工農水課）	平成 28 年度	634
家庭ごみ有料化事業（廃棄物対策課）	平成 28 年度	16, 746
ハブ・衛生害虫等対策業務委託（環境衛生課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	25, 090
那覇市総合福祉センター管理運営費（福祉政策課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	118, 015
金城老人憩の家管理運営委託料(ちゃーがんじゅう課)	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	21, 455
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業(障がい福祉課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	109, 890
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業(こども政策課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	1, 457
城西小区児童クラブ舎建築事業（工事監理）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	2, 575

城西小区児童クラブ舎建築事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	49, 517
上間小区児童クラブ舎建築事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	1, 405
上間小区児童クラブ舎建築事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 28 年度	34, 176
真和志小区児童クラブ舎建築事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	1, 555
真和志小区児童クラブ舎建築事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 28 年度	36, 517
金城児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	21, 266
古波蔵児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	51, 831
城西幼稚園園舎建設事業（工事監理）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	10, 961
城西幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	58, 955
城南幼稚園園舎建設事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	8, 561
城南幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	226, 156
上間幼稚園園舎建設事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	9, 431
上間幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	280, 965
真和志幼稚園園舎建設事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	8, 193
真和志幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	305, 961
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（こどもみらい課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	1, 484
与儀保育所建設事業（参加組合員負担金）（こどもみらい課）	平成 28 年度から 平成 30 年度まで	584, 748
那覇市母子福祉センター管理運営委託料（子育て応援課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	12, 140
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託料（子育て応援課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	260, 060
宇栄原市営住宅第 4 期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	37, 296
宇栄原市営住宅第 4 期建替工事（工事請負費）（建設企画課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	3, 173, 400
農連市場地区市営住宅整備事業（参加組合員負担金）（建設企画課）	平成 28 年度から 平成 30 年度まで	1, 931, 659

那覇市緑化センター管理運営委託料（花とみどり課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	21, 351
那覇市松山公園文化交流施設管理運営委託料（公園管理課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	107, 500
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料（公園管理課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	30, 000
コンビニエンスストア収納代行業務委託料（市営住宅課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	3, 618
那覇市体育施設管理運営委託料（市民スポーツ課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	432, 810
那覇市営奥武山体育施設管理運営事業（市民スポーツ課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	260, 682
城西小学校屋内運動場建設事業（平成 27 年度設定）（施設課）	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	103, 325
上間小学校校舎建設事業（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	2, 085, 093
大名小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	381, 766
仲井真小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	12, 573
城南小学校水泳プール建設事業（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	165, 552
真和志小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	504, 357
城北中学校屋内運動場建設事業（設計）（施設課）	平成 28 年度	38, 358
真和志中学校校舎建設事業（設計）業務委託（施設課）	平成 28 年度	74, 025
那覇中学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	11, 564
鏡原中学校校舎建設事業（施設課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	2, 405, 751
学校給食調理業務委託事業（古蔵学校給食センター）（学校給食課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	138, 264
学校給食調理業務委託事業（安謝学校給食センター）（学校給食課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	127, 628
学校給食調理業務委託事業（天久学校給食センター）（学校給食課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	127, 628
上間小学校給食調理場改築事業（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	230, 581
鏡原中学校給食調理場改築事業（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	230, 257
上間小学校給食調理場改築事業（備品購入費）（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	135, 745
鏡原中学校給食調理場改築事業（備品購入費）（学校給食課）	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	127, 124

第 3 表 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業 2 病院事業貸付金 3 一般廃棄物処理事業 4 道路整備事業 5 都市計画事業 6 都市公園整備事業 7 市営住宅建設事業 8 港湾事業 9 消防施設整備事業 10 教育施設整備事業 11 臨時財政対策債	85,200 690,000 1,800 147,800 649,100 575,400 1,007,600 109,300 1,164,200 1,858,200 5,034,183	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	償還期間は、据置期間 を含め 3 0 年以内とする。 償還方法 は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であつ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。
計	11,322,783			

那覇市告示第 81 号

平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,914,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		単位:千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,050,057	△186,989	3,863,068
	1 介護保険料	4,050,057	△186,989	3,863,068
3 国庫支出金		5,762,492	△305,968	5,456,524
	1 国庫負担金	4,002,224	△60,922	3,941,302
	2 国庫補助金	1,760,268	△245,046	1,515,222
4 支払基金交付金		6,309,630	△90,678	6,218,952
	1 支払基金交付金	6,309,630	△90,678	6,218,952
5 県支出金		3,092,859	△48,185	3,044,674
	1 県負担金	2,999,586	△38,077	2,961,509
	3 県補助金	93,272	△10,108	83,164
6 財産収入		162	324	486
	1 財産運用収入	162	324	486
7 繰入金		3,426,835	274,087	3,700,922
	1 他会計繰入金	3,359,993	△57,826	3,302,167
	2 基金繰入金	66,842	331,913	398,755
9 諸収入		4,673	15,982	20,655
	2 雑入	4,671	15,982	20,653
歳 入 合 計		23,255,884	△341,427	22,914,457

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		606, 402	△35, 143	571, 259
	1 総務管理費	324, 600	△30, 845	293, 755
	2 徴収費	27, 737	△1, 146	26, 591
	3 介護認定審査会費	254, 065	△3, 152	250, 913
2 保険給付費		21, 544, 028	△300, 000	21, 244, 028
	1 介護サービス等諸費	19, 976, 347	△300, 000	19, 676, 347
	2 介護予防サービス等諸費	1, 541, 115	0	1, 541, 115
	3 その他諸費	26, 566	0	26, 566
4 基金積立金		308, 469	298	308, 767
	1 基金積立金	308, 469	298	308, 767
5 地域支援事業費		471, 611	△13, 297	458, 314
	1 介護予防事業費	205, 909	△8, 072	197, 837
	2 包括的支援事業・任意事業費	265, 702	△5, 225	260, 477
6 諸支出金		325, 373	6, 715	332, 088
	1 償還金及び還付加算金	227, 401	6, 715	234, 116
歳 出 合 計		23, 255, 884	△341, 427	22, 914, 457

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 総務費			19, 665
	1 総務管理費		19, 665
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	3, 969
		一般事務費	15, 696
合 計			19, 665

第 3 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業	平成26年度から 平成27年度まで	801

那覇市告示第 82 号
平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 27 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,396,811 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 4,463,458
	1 介護保険料	4,463,458
2 使用料及び手数料		1,793
	1 手数料	1,793
3 国庫支出金		5,981,183
	1 国庫負担金	4,135,830
	2 国庫補助金	1,845,353
4 支払基金交付金		6,296,801
	1 支払基金交付金	6,296,801

5 県支出金		3,192,022
	1 県負担金	3,106,059
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	85,962
6 財産収入		144
	1 財産運用収入	144
7 繰入金		3,460,175
	1 他会計繰入金	3,460,174
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,232
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	1,230
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳 入 合 計		23,396,811

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 574,627
	1 総務管理費	292,366
	2 徴収費	26,414
	3 介護認定審査会費	255,847
2 保険給付費		22,282,734
	1 介護サービス等諸費	20,713,467
	2 介護予防サービス等諸費	1,541,418
	3 その他諸費	27,849
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		373
	1 基金積立金	373
5 地域支援事業費		531,170
	1 介護予防事業費	205,948
	2 包括的支援事業・任意事業費	325,222
6 諸支出金		7,906
	1 償還金及び還付加算金	7,905
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		23,396,811

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア収納代行業務 委託事業	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	7,504
認知症地域支援推進員設置事業	平成28年度から 平成29年度まで	113,520

那覇市告示第 83 号

平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成26年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△4,855 万 6 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,717 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 21	千円 30	千円 51
	1 壺川財産運用 収入	1	19	20
	2 小禄南財産運用 収入	1	1	2
	3 真嘉比古島第二 財産運用収入	17	△8	9

	4 真嘉比古島第一 財産運用収入	2	18	20
3 繰入金		108,180	4,051	112,231
	2 真嘉比古島第二繰 入金	102,250	△6,401	95,849
	3 基金繰入金	3	10,452	10,455
4 繰越金		7	45,149	45,156
	1 総務管理繰越金	1	63	64
	2 真嘉比古島第一地 区繰越金	2	184	186
	3 壺川繰越金	1	749	750
	4 小禄南繰越金	1	105	106
	5 真嘉比古島第二繰 越金	2	44,048	44,050
6 保留地処分 金		181,669	△97,786	83,883
	1 真嘉比古島第二保 留地処分金	181,669	△97,786	83,883
歳 入 合 計		1,165,734	△48,556	1,117,178

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整 理総務費		千円 7,388	千円 10,727	千円 18,115
	1 総務管理費	7,388	10,727	18,115
2 土地区画整 理事業費		115,030	7,337	122,367
	1 真嘉比古島第二土地 区画整理費	114,931	6,512	121,443
	2 小禄南土地区画整理 費	99	825	924
3 清算費		976,555	△6,401	970,154
	2 真嘉比古島第二地区 清算費	975,383	△6,401	968,982
4 基金積立金		66,761	△61,719	5,042
	1 真嘉比古島第一地区 基金積立金	3	17	20
	2 真嘉比古島第二基金 積立金	66,758	△61,758	5,000
	3 壺川基金積立金	0	20	20
	4 小禄南基金積立金	0	2	2

5 公債費		0	1, 500	1, 500
	1 公債費	0	1, 500	1, 500
支 出 合 計		1, 165, 734	△48, 556	1, 117, 178

那覇市告示第 84 号

平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成27年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 27 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 163, 473 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 4
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 小禄南手数料	1
	4 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		5
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	2
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3

3 繰入金		83, 171
	1 総務管理繰入金	2, 732
	2 真嘉比古島第二繰入金	80, 438
	3 基金繰入金	1
4 繰越金		5
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄南繰越金	1
	5 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		5
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	4 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
	5 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		65, 295
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	65, 295
7 清算徴収金		14, 988
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1, 223
	2 壺川清算徴収金	1, 232
	3 小禄南清算徴収金	37
	4 真嘉比古島第二地区清算徴収金	12, 496
歳 入 合 計		163, 473

歳 出

款	項	金 額
1 土地地区画整理総務費		千円 50, 452
	1 総務管理費	50, 452
2 土地地区画整理事業費		17, 148
	1 真嘉比古島第二土地地区画整理費	17, 148
3 清算費		94, 161
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1, 225
	2 真嘉比古島第二地区清算費	92, 936

4 基金積立金		5
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	2
5 公債費		1, 707
	1 公債費	1, 707
歳 出 合 計		163, 473

那覇市告示第 85 号

平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 209, 696 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 181, 698 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		1, 604, 450	△189, 735	1, 414, 715
	1 国庫補助金	1, 604, 450	△189, 735	1, 414, 715

2 繰入金		247, 643	△6, 497	241, 146
	1 一般会計繰入金	247, 643	△6, 497	241, 146
3 繰越金		1	226	227
	1 繰越金	1	226	227
4 市債		539, 300	△64, 200	475, 100
	1 市債	539, 300	△64, 200	475, 100
5 県支出金		0	50, 510	50, 510
	1 県補助金	0	50, 510	50, 510
歳 入 合 計		2, 391, 394	△209, 696	2, 181, 698

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 2, 216, 978	千円 △209, 696	千円 2, 007, 282
	1 都市再開発事業費	2, 216, 978	△209, 696	2, 007, 282
歳 出 合 計		2, 391, 394	△209, 696	2, 181, 698

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 都市再開発事業費			千円 1,879,045
	1 都市再開発事業費		1,879,045
		農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)	1,764,945
		モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業	114,100
合 計			1,879,045

第 3 表 地方債補正
変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の 方法
1 都市 再開 発事 業	千円 539,300	証書 借入 又は 証券 発行	年 5 % 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を含 め 3 0 年以内 とする。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中で あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	千円 475,100	補正前に同じ		
計	539,300				475,100			

那覇市告示第 86 号
平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 27 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,853,805 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 741,479
	1 国庫補助金	741,479
2 繰入金		272,645
	1 一般会計繰入金	272,645
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		538,400
	1 市債	538,400
5 県支出金		301,280
	1 県補助金	301,280
歳 入 合 計		1,853,805

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,673,392
	1 都市再開発事業費	1,673,392
2 公債費		180,413
	1 公債費	180,413
歳 出 合 計		1,853,805

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開 発事業	千円 538,400	証書借入又 は証券発行	年5%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を 含め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合によ り、据置期間中であっても 繰上償還し、償還年限を変 更し、又は借り換えること ができる。
計	538,400			

公 告

那覇市公告第 565 号
平成 27 年 3 月 23 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

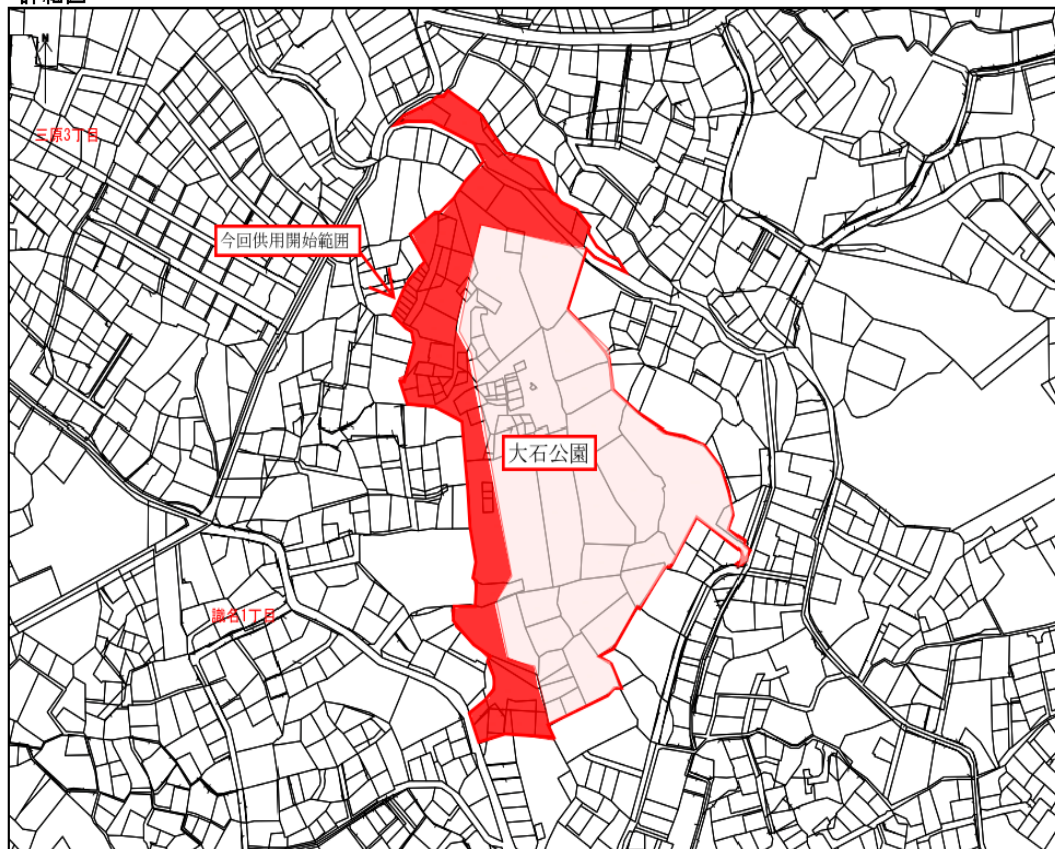
記

公園の名称 大石公園
公園の位置 那覇市識名地内
供用開始の期日 平成 27 年 4 月 15 日
公園の区域 別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 566 号
平成 27 年 3 月 23 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

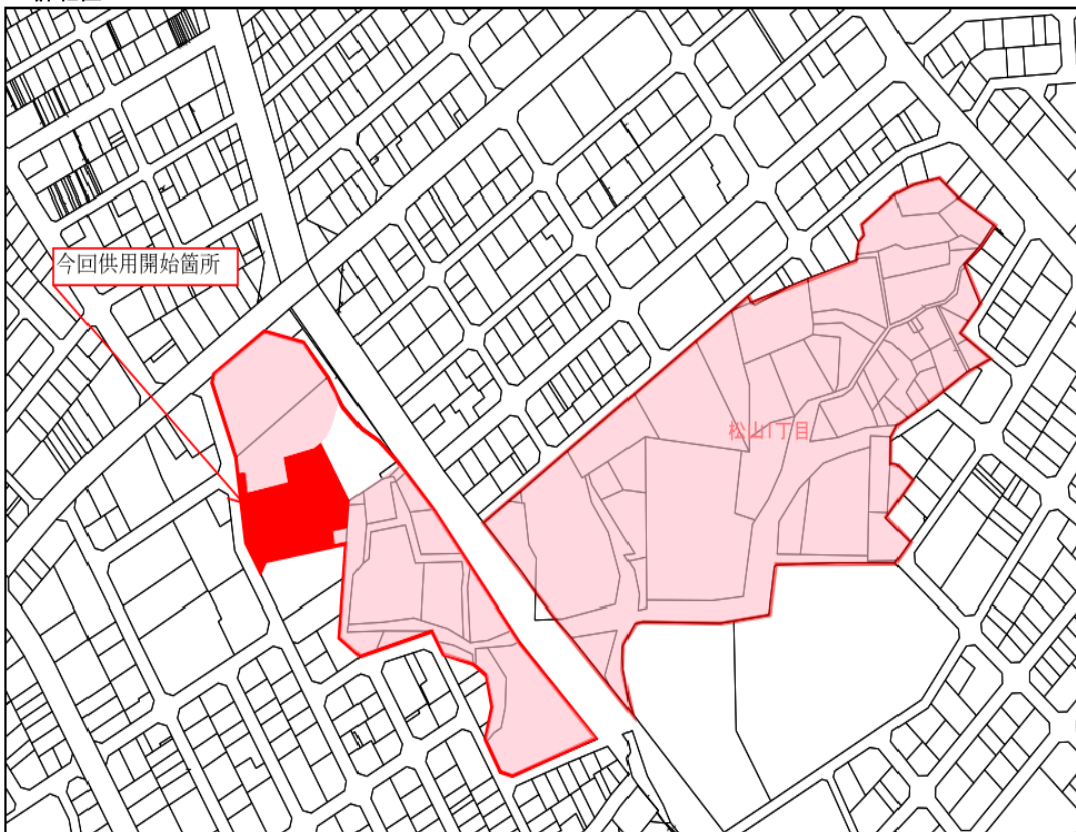
記

公園の名称	松山公園
公園の位置	那覇市久米地内
供用開始の期日	平成 27 年 4 月 15 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 567 号
平成 27 年 3 月 23 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

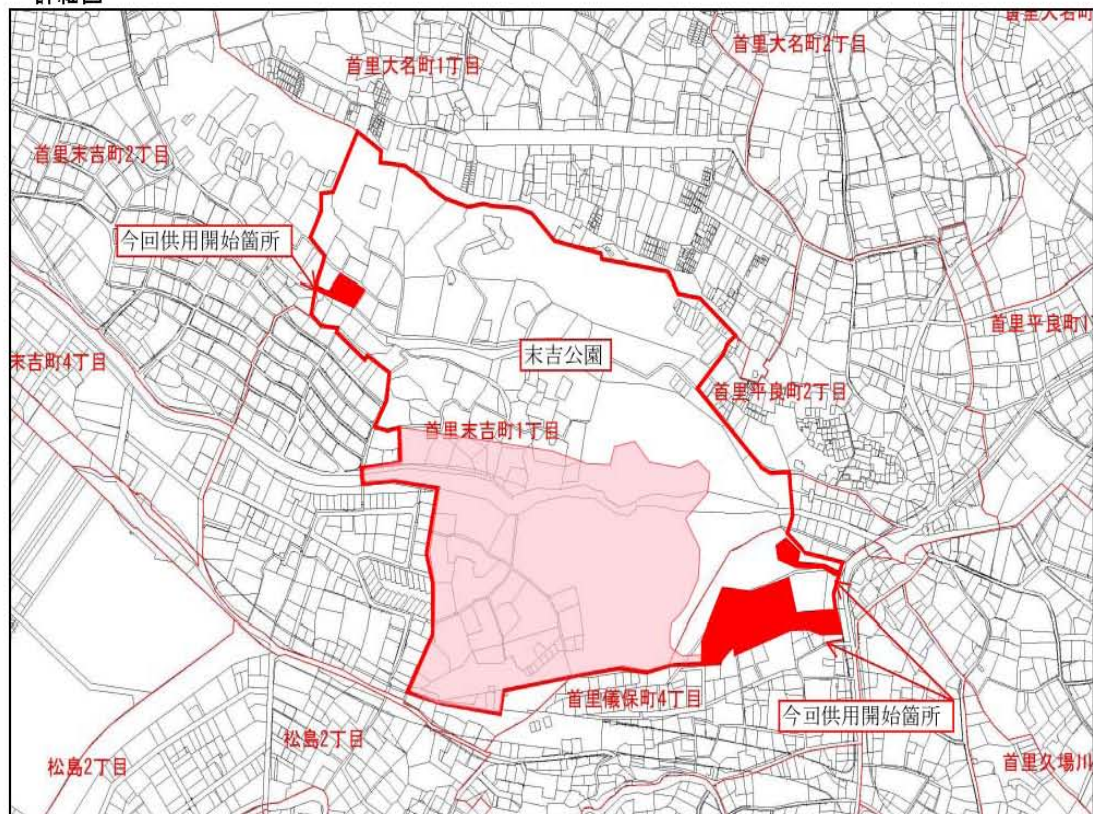
記

公園の名称	末吉公園
公園の位置	那覇市首里末吉町地内
供用開始の期日	平成 27 年 4 月 15 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 578 号
平成 27 年 3 月 31 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

.....

那覇市公告第 1 号
平成 27 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成27年 4 月 1 日～平成28年 3 月31日

.....

那 覇 市 公 告 第 2 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成27年 4 月 1 日 ～ 平成28年 3 月31日

那 覇 市 公 告 第 3 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・4・那22号松山線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成27年 4 月 1 日～平成29年 3 月 31日

那 覇 市 公 告 第 5 号
平 成 27 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那1号 城岳公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
昭和 56 年 4 月 27 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那 覇 市 公 告 第 6 号
平 成 2 7 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 5・5・那6号 新都心公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成3年2月15日から平成32年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那 覇 市 公 告 第 7 号
平 成 27 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 4・3・那4号 大石公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成 8 年 5 月 21 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那 覇 市 公 告 第 8 号
平 成 2 7 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那5号 虎瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成19年6月15日から平成32年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那 覇 市 公 告 第 9 号
平 成 2 7 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 2・2・那88号 山下町第一洞穴遺跡公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成24年4月24日から平成28年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那覇市公告第 19 号
平成 27 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
 平成 27 年 2 月 10 日 第 H25－03－03 号 那覇市指令都建第 3506 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 那覇市宮城一丁目 42 番 1、42 番 16、42 番 17、42 番 18
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 (1) 種類 道路、下水道、防火水槽
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 横浜市戸塚区戸塚町 143 番 4
 株式会社 富士開発 代表取締役社長 小尾 一
- 5 検査済証番号 平成 27 年 3 月 30 日 那都建第 606 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 1 月 20 日

那覇市公告第 20 号
平成 27 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号
平成 25 年 2 月 26 日 第 24－098 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字鏡水崎原地先ほか 5 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号 沖縄県知事 翁長 雄志
- 5 検査済証番号 平成 27 年 3 月 27 日 那都建第 668 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 3 月 12 日

那覇市公告第 21 号
平成 27 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
 平成 27 年 3 月 23 日 第 20－70－4 号 那覇市指令都建第 3780 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 第 3 工区 那覇市宇栄原四丁目 877 番、869 番、595 番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号 那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号 平成 27 年 3 月 30 日 那都建第 678 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 3 月 23 日

那覇市公告第 22 号
平成 27 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 8 月 20 日 第 H26－02 号 那覇市指令都建第 1919 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町三丁目 227 番 1
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市首里大名町一丁目 64 番地の 5
社会福祉法人 若杉福社会 理事長 屋宜 勝子
- 5 検査済証番号 平成 27 年 3 月 30 日 那都建第 684 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 3 月 18 日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

平 成 2 7 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程

（那覇市上下水道局分課規程の一部改正）

第1条 那覇市上下水道局分課規程（昭和51年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第2条 局に次の部、課及び係を置く。 上下水道部 〔略〕 企画経営課 <u>企画調整係</u> 〔略〕 〔略〕 <u>管理課</u> <u>管理係</u> <u>図面管理係</u> <u>補修係</u> <u>漏水防止係</u> <u>配水課</u> 〔略〕 機電係 <u>工務課</u> 〔略〕 〔略〕 （職制） 第3条 部に部長及び副部長、課に課長、係に係長を置く。 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に参事、担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査、係に副参事、主幹、主査又は技査を置くことができる。	（組織） 第2条 局に次の部、課、<u>課内室</u>及び係を置く。 上下水道部 〔略〕 企画経営課 <u>企画調整室</u> 〔略〕 〔略〕 <u>配水管理課</u> 〔略〕 機電係 <u>漏水防止係</u> <u>管理係</u> <u>図面管理係</u> <u>補修係</u> <u>水道工務課</u> 〔略〕 〔略〕 （職制） 第3条 部に部長及び副部長、課に課長、<u>課内室に室長</u>、係に係長を置く。 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に参事、担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査、<u>課内室及び係に副参事</u>、主幹、主査又は技査を置くことができる。

(職務) 第4条 部長、副部長、課長及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2～3 [略] (事務分掌) 第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 [略] 料金サービス課 (1)～(6) [略] (7) <u>量水器の処分に關すること</u> (8)～(16) [略] <u>管理課</u> (1) <u>給水管、送水管、配水管及びこれらの附属設備の機能を維持、管理するための調査、設計及び施工管理に關すること。</u> (2) <u>管理図面の作成及び原図管理に關すること。</u> (3) <u>給水管、送水管、配水管及びこれらの附属設備の修繕に關すること。</u> (4) <u>漏水防止の計画及び実施に關すること。</u> (5) <u>漏水防止の啓發に關すること。</u> <u>配水課</u> (1)～(6) [略]	できる。 (職務) 第4条 部長、副部長、課長、<u>室長</u>及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2～3 [略] (事務分掌) 第6条 [略] 上下水道部 [略] 料金サービス課 (1)～(6) [略] (7) <u>廃棄量水器の処分に關すること。</u> (8)～(16) [略] <u>配水管理課</u> (1)～(6) [略] (7) <u>漏水防止の計画及び実施に關すること。</u> (8) <u>漏水防止の啓發に關すること。</u> (9) <u>給水管、送水管、配水管及びこれらの附属設備の機能を維持、管理するための調査、設計及び施</u>
--	---

<u>工務課</u> (1) <u>水道施設の拡張改良の設計及び施工監理に関すること。</u> (2) <u>中短期計画及び調整に関すること。</u> (3) <u>工事の設計基準に関すること。</u> (4) <u>工事の精算に関すること。</u> <u>下水道課</u> (1)～(8) [略] (9) <u>下水道の設計、施工監理に関すること。</u> (10)～(12) [略]	<u>工管理に関すること。</u> (10) <u>管理図面の作成及び原図管理に関すること。</u> (11) <u>給水管、送水管、配水管及びこれらの附属設備の修繕に関すること。</u> <u>水道工務課</u> (1) <u>水道施設工事の調査及び計画に関すること。</u> (2) <u>水道施設工事の設計及び施工監理に関すること。</u> <u>下水道課</u> (1)～(8) [略] (9) <u>下水道の設計及び施工監理に関すること。</u> (10)～(12) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

(那覇市上下水道事業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道事業管理者の職務代理者を定める規程(昭和51年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定による管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの職務を代理する職員及びその順序は次のとおりとする。 (1)～(2) [略]	[略] (1)～(2) [略]

(3) <u>管理課</u> を担当する上下水道部副部長の職にある職員	(3) <u>配水管理課</u> を担当する上下水道部副部長の職にある職員
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正）

第3条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) [略] (10) <u>主幹 分課規程第3条第2項の主幹をいう。</u> (11) <u>係長 分課規程第3条第1項の係長をいう。</u> （部長等の代決） 第8条 [略] 2 [略] 3 課長又は担当副参事が専決する事項について、専決者が不在のときは、主務の係長が代決する。 4 係長が専決する事項について、係長が不在のときは、課長が代決する。 5 [略] （代理決定） 第11条 [略] 2 [略] 3 課長が決定する事項について、課長が不在のときは、主務の係長が代理決定する。 4 [略] 別表第1(第5条関係)	（用語の意義） 第2条 [略] (1)～(9) [略] (10) <u>室長 分課規程第3条第1項の室長をいう。</u> (11) <u>係長 分課規程第3条第1項の係長をいう。</u> (12) <u>主幹 分課規程第3条第2項の主幹をいう。</u> （部長等の代決） 第8条 [略] 2 [略] 3 課長又は担当副参事が専決する事項について、専決者が不在のときは、主務の<u>室長又は係長</u>が代決する。 4 <u>室長又は係長</u>が専決する事項について、<u>室長又は係長</u>が不在のときは、課長が代決する。 5 [略] （代理決定） 第11条 [略] 2 [略] 3 課長が決定する事項について、課長が不在のときは、主務の<u>室長又は係長</u>が代理決定する。 4 [略] 別表第1(第5条関係)

事務決裁基準表 [略] 課長決裁基準 (1)～(5) [略] 係長決裁基準 (1)～(5) [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	事務決裁基準表 [略] 課長決裁基準 (1)～(5) [略] 室長決裁基準 (1) <u>軽易な許可、認可その他の行政処分に関すること。</u> (2) <u>軽易な告示、公告その他の公示に関すること。</u> (3) <u>軽易な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。</u> (4) <u>軽易な諸証明及び閲覧に関すること。</u> (5) <u>その他軽易な事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの</u> 係長決裁基準 (1)～(5) [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備 考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～5	[略]				
6	工事用資材の購入に関すること。	[略]			
7	工事及び修繕の施行に関すること。	500万円 以上800 万円未満	150万円 以上500 万円未満	150万円 未満	
8	設計、調査、測量、図面作成及びその他の委託	300万円	100万円	100万円	

	の施行に関すること。	以上 600 万円未満	以上 300 万円未満	未満
9	〔略〕			
10	食糧費に関すること。		3 万円以上	3 万円未満
11	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定（同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関することを除く。）及び決定期間の延長に関すること。	〔略〕		
12～15	〔略〕			
16	工事の下請負人の変更請求に関すること。	1,000 万円以上	200 万円以上1,000 万円未満	200 万円未満
17	前号の請負契約以外の契約の再委託等の承諾に関すること。	1,000 万円以上	200 万円以上1,000 万円未満	200 万円未満
18	委託業務の検査に関すること。	○	契約が副部長級専決のもの	契約が課長級専決のもの
19	工事請負代金等の債権の譲渡に係る承諾に関すること	〔略〕		
20～21	〔略〕			

〔改正後 別記〕

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～5	〔略〕				
6	工事中資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不要品の処分に関すること。	〔略〕			
7	工事及び修繕の施行に関すること。	5,000 万円以上1億円未満	1,000 万円以上5,000 万円未満	1,000 万円未満	
8	設計、調査、測量、図面作成及びその他の委託の施行に関すること。	2,000 万円以上5,000 万円未満	500 万円以上2,000 万円未満	500 万円未満	

9	〔略〕				
10	食糧費に関すること。			○	
11	那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。	〔略〕			
12～15 〔略〕					
16	工事請負代金等の債権の譲渡に係る承諾に關すること。	〔略〕			
17	公共事業施行に伴う損失補償に関すること。	○			
18～19 〔略〕					

〔改正前 別記〕

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～8 [略]					
9	<u>臨時職員</u> の採用及び辞職の承認に関すること。[略]				
10～30[略]					

〔改正後 別記〕

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～8 〔略〕					
9	臨時職員及び非常勤職員の採用及び辞職の承認に関する事	〔略〕			
10～30 〔略〕					

〔改正前 別記〕

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	統計年報の編集及び発行に関すること。	〔略〕			

2～4 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	事業概要の編集及び発行に関すること。	[略]			
2～4 [略]					

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～5 「略」					
6	水道料金等の更正に関すること。	[略]			
7	水道料金等の過誤納金の還付に関すること。	[略]			
8	停止処分に関すること。	[略]			
9～12 「略」					
13	水道料金等の滞納処分による差押(参加差押を含む。)又は強制執行等に関すること。		50万円以上	50万円未満解除	
14～17 「略」					
18	競売等の求意見書に関すること。	[略]			
19	指定給水装置工事事業者の指定に関すること。	[略]			
20～29 「略」					

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～5 〔略〕					
6	水道料金等の更正に関すること。	〔略〕			
7	共同住宅における各戸検針の申請等に関する <u>こと。</u>			○	
8	水道料金等の過誤納金の還付に関すること。	〔略〕			
9	<u>給水停止</u> に関すること。	〔略〕			
10～13 〔略〕					

14	下水道使用料の滞納処分による差押(参加差押を含む。)又は水道料金等(下水道使用料除く。)の強制執行等に関すること。	50万円以上	50万円未満解除	
15～18 [略]				
19	競売等の求意見書に関すること。	[略]		
20	下水道使用料における滞納処分の執行停止又は水道料金等(下水道使用料除く。)の徴収停止に関すること。		○	
21	指定給水装置工事事業者の指定に関すること。	[略]		
22～31 [略]				

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	送水管及び配水管の維持補修に関する事			○	
2	漏水調査及び漏水防止の啓もうに関する事			○	

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

配水課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	水質検査に関する事			○	

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

配水管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	水質検査に関する事			○	
2	漏水調査及び漏水防止の啓もうに関する事			○	
3	送水管及び配水管の維持補修に関する事			○	

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

工務課に関する事項

号	事項	専決区分
---	----	------

		部長	副部長	課長	係長
1	建設改良工事の設計、施工管理及び精算に関すること。	[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

水道工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	水道施設工事の設計及び施工監理に関すること。	[略]			

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	公共事業施行に伴う損失補償に関すること。	○			
2	測量及び調査のための土地立ち入りに関すること。	[略]			
3	工事用資材の譲与に関すること。	[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	測量及び調査のための土地立ち入りに関すること。	[略]			
2	工事用資材の譲与に関すること。	[略]			
3	下水道施設工事の設計及び施工監理に関すること。			○	
4	下水道施設の維持管理に関すること。			○	

(那覇市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第4条 那覇市上下水道局文書取扱規程(平成17年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(課長及び係長の責務) 第7条 [略] 2 係長は、課長の指揮を受けて、係における文書事務を処理し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (文書主任) 第8条 [略] 2 文書主任は、課の庶務を担当する係長をもって充てる。 3 [略] (決裁区分) 第17条 起案文書は、内容により次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 戊 係長の決裁を受けるもの 2 [略] [第4号様式(第9条関係) 別記]	(課長、室長及び係長の責務) 第7条 [略] 2 室長及び係長(以下「係長等」という。)は、課長の指揮を受けて、係における文書事務を処理し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (文書主任) 第8条 [略] 2 文書主任は、課の庶務を担当する係長等をもって充てる。 3 [略] (決裁区分) 第17条 [略] (1)～(4) [略] (5) 戊 係長等の決裁を受けるもの 2 [略] [第4号様式(第9条関係) 別記]
備考 第1条及び第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

起 案 用 紙 (甲)

[略]				
市長部局	市長	副市長	副市長	[略]
[略]				

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

起 案 用 紙 (甲)

[略]					
市長部局	市 長	副市長	副市長	政 策 統 括 調 整 監	[略]
[略]					

(那覇市上下水道局公印規程の一部改正)

第5条 那覇市上下水道局公印規程(1967年那覇市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

名称	ひな型 番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]						
那覇市上下水道事業管理者之印	4	方24ミリメートル	れい書	窓口発行納入証明書等	料金サービス課担当副参事	料金サービス課
[略]						
那覇市上下水道局上下水道部課長之印	9	方24ミリメートル	れい書	各課長名をもつてする文書	総務課長、料金サービス課長、工務課長、下水道課長	総務課、料金サービス課、工務課、下水道課
[略]						
那覇市上下水道局企業出納員印	11	方12ミリメートル	れい書	領収書	料金サービス課担当副参事	料金サービス課

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

名称	ひな型 番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]						
那覇市上下水道事業管理者之印	4	方24ミリメートル	れい書	窓口発行納入証明書等	料金サービス課長	料金サービス課
[略]						
那覇市上下水道局上下水道部課長之印	9	方24ミリメートル	れい書	各課長名をもつてする文書	総務課長、料金サービス課長、水道工務課長、下水道課長	総務課、料金サービス課、水道工務課、下水道課
[略]						

那覇市上下水道局 企業出納員印	11	方 12 ミ リ メ ートル	れい書	領収書	料金サービ ス課長	料金サー ビス課
--------------------	----	-------------------	-----	-----	--------------	-------------

（那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部改正）

第6条 那覇市上下水道局統計事務に関する規程(1967年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第2条関係) [水道事業及び下水道事業共通] [略] <u>管理課</u> 1 直営及び業者委託修理状況 2 水道管破損及び模様替工事に伴う 漏水量、洗管水量 3 配水管修理及び調査状況 4 給水装置修理及び調査状況 5 雑収益(修繕料) <u>配水課</u> <u>工務課</u> 1～5 [略] [略]	別表(第2条関係) [水道事業及び下水道事業共通] [略] <u>配水管理課</u> 1 直営及び業者委託修理状況 2 水道管破損及び模様替工事に伴う 漏水量、洗管水量 3 配水管修理及び調査状況 4 給水装置修理及び調査状況 5 雑収益(修繕料) 6 配水月報 7 赤水抜き月量報告 8 月別送水量及び電力量 9 系統別受水量 10 水道水質についての問合せ件数 11 水質検査結果 <u>水道工務課</u> 1～5 [略] [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部改正）

第7条 那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程(昭和52年那覇市水道局規程第4号)の

一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に<u>管理課</u>を担当する上下水道部副部長をもって充てる。 上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、料金サービス課長、料金サービス課担当副参事、<u>管理課長、配水課長、工務課長</u> (庶務) 第8条 委員会の事務は、<u>管理課</u>において処理する。	(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に<u>配水管理課</u>を担当する上下水道部副部長をもって充てる。 上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、料金サービス課長、料金サービス課担当副参事、<u>配水管理課長、配水管理課担当副参事、水道工務課長</u> (庶務) 第8条 委員会の事務は、<u>配水管理課</u>において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部改正)

第8条 那覇市上下水道局庁舎等管理規程(平成26年那覇市上下水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
ポンプ場	<u>配水課長</u>
配水池	
[略]	

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
ポンプ場	<u>配水管理課長</u>

配水池	
[略]	

（那覇市上下水道局職員職名規程の一部改正）

第9条 那覇市上下水道局職員職名規程(1970年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職名） 第2条 職員の職名は、次のとおりとする。 （1）事務職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 <u>主幹</u> <u>係長</u> 主査 主任主事 主事 （2）技術職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 <u>主幹</u> <u>係長</u> 技査 主任技師 技師 主任技工 技工 2 部長、参事監、副部長及び参事の職名には上下水道部の名称を冠するものとし、<u>課長、主幹及び係長並びに職制上これ等に準ずるものと定められた職を命ぜられた職員については、その課又は係の名称を職名に冠するものとする。</u>	（職名） 第2条 職員の職名は、次のとおりとする。 （1）事務職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 <u>室長</u> <u>係長</u> <u>主幹</u> 主査 主任主事 主事 （2）技術職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 <u>室長</u> <u>係長</u> <u>主幹</u> 技査 主任技師 技師 主任技工 技工 2 部長、参事監、副部長及び参事の職名には上下水道部の名称を冠するものとし、<u>課長、室長、係長及び主幹並びに職制上これらに準ずるものと定められた職を命ぜられた職員については、その課、室又は係の名称を職名に冠するものとする。</u>
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第10条 那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金サービス課及び <u>管理課</u> に	[略]		

勤務する職員で所属長の指定するもの	
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金サービス課及び配水管理課に勤務する職員で所属長の指定するもの	[略]		
[略]			

（那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部改正）

第11条 那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

勤務箇所	職員	調整数
配水課	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

勤務箇所	職員	調整数
配水管理課	[略]	
[略]		

（那覇市上下水道局被服貸与規程の一部改正）

第12条 那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

種類		数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
技術服		2	1	管理課の現場作業に従事する職員	[略]
	[略]				
安全靴	作業靴	1	1	管理課の現場作業に従事する職員	[略]
	[略]				
	[略]				

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種類		数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
技術服		2	1	配水管理課の現場作業に従事する職員	[略]
	[略]				
安全靴	作業靴	1	1	配水管理課の現場作業に従事する職員	[略]
	[略]				
	[略]				

(那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第13条 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(昭和54年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員長及び委員) 第3条 委員長には上下水道部長をもって充て、委員には次の職にある者をもって充てる。 管理課を担当する上下水道部副部長 総務課長 料金サービス課担当副参事 企画経営課長 管理課長 工務課長 料金サービス課給水工事係長 配水課配水係長 2 委員長に事故があるときは、管理課を担当する上下水道部副部長の職にある委員が、その職務を代行する。	(委員長及び委員) 第3条 [略] 配水管理課を担当する上下水道部副部長 総務課長 料金サービス課担当副参事 企画経営課長 配水管理課長 水道工務課長 料金サービス課給水工事係長 配水管理課配水係長 2 委員長に事故があるときは、配水管理課を担当する上下水道部副部長の職にある委員が、その職務を代行する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部改正）

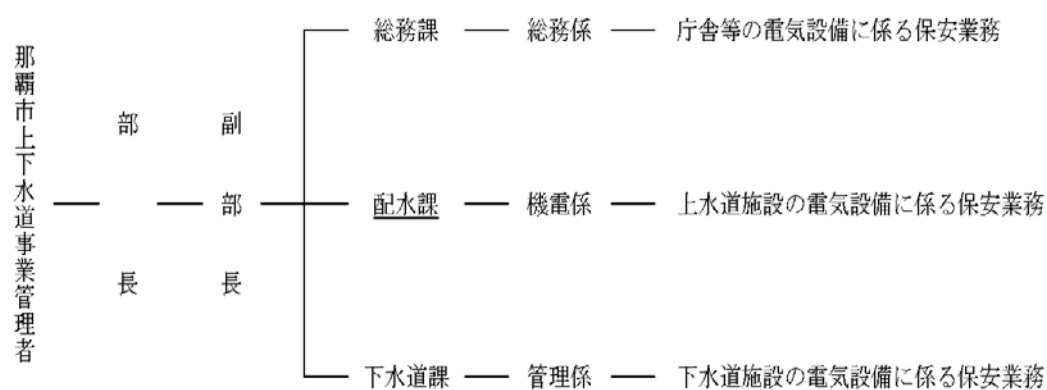
第14条 那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程（平成17年那覇市上下水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

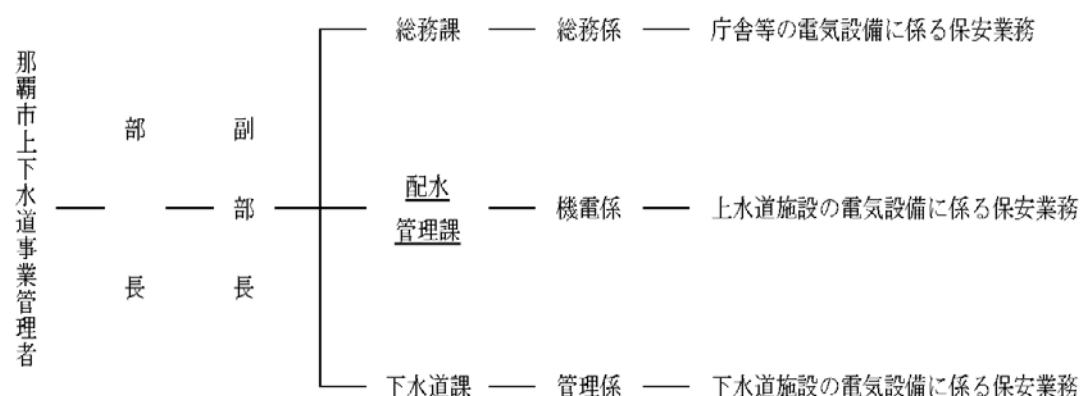
組織図及び保安業務の分担



[改正後 別記]

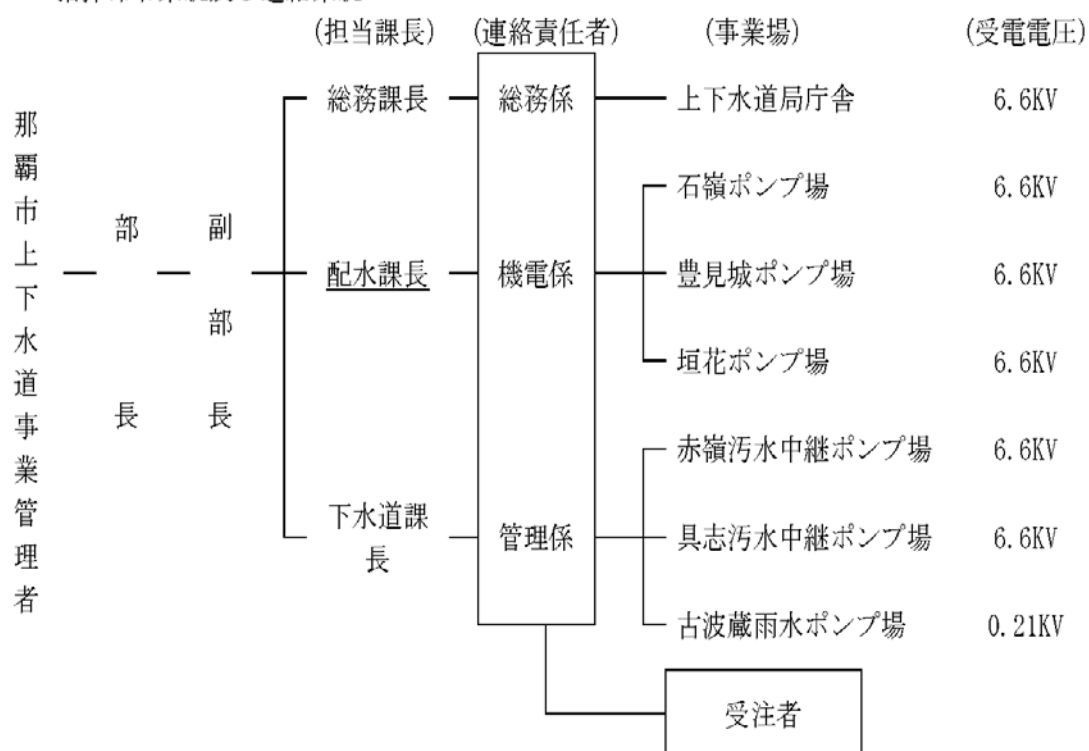
別表第1(第4条関係)

組織図及び保安業務の分担



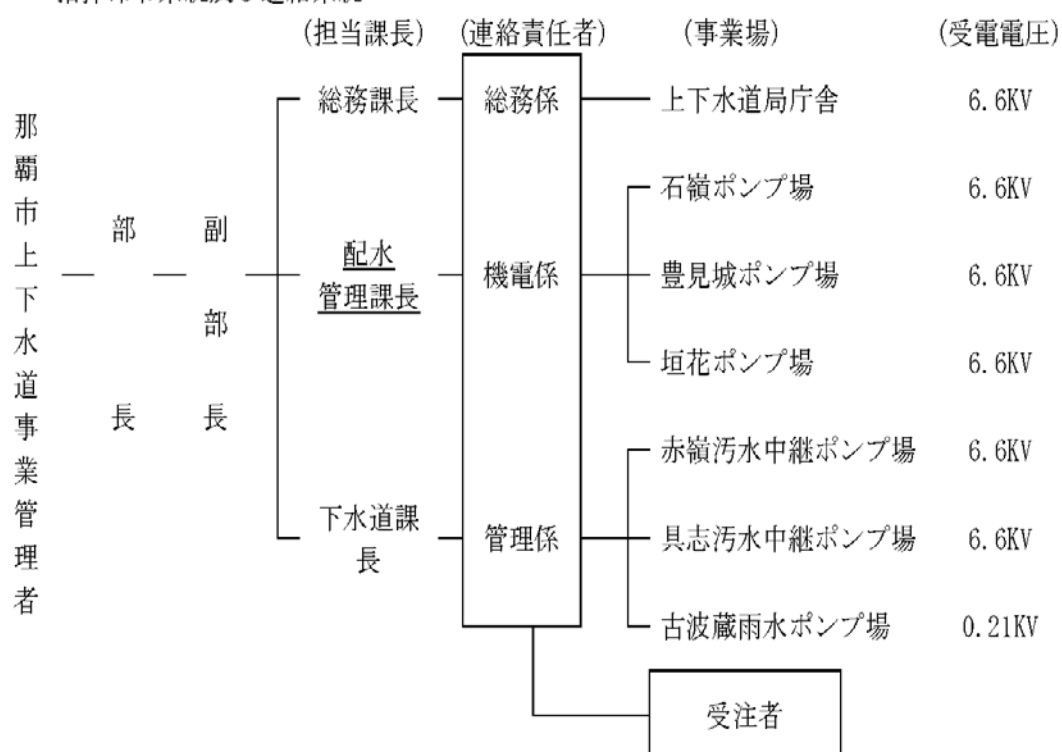
別表第2(第4条関係)

指揮命令系統及び連絡系統



別表第2(第4条関係)

指揮命令系統及び連絡系統



付 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第2号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額483円以内の額を加えた額とする。 [表 別記]	(報酬) 第2条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 930
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 930
総務課	保健師	日額 10,130
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,550
料金サービス課	滞納整理員	時間額 930
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 930
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 930
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,550
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 930
管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,550
管理課	現場調査員	時間額 930
配水課	水質検査担当員	時間額 930

[改正後 別記]

[第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 940
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 940

総務課	保健師(週5日)	日額 9,190
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,630
料金サービス課	滞納整理員	時間額 940
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 940
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 940
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,630
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 940
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,630
配水管理課	現場調査員	時間額 940
配水管理課	水質検査担当員	時間額 940
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週4日)	日額 9,700

那覇市上下水道局規程第 3 号
平成 27 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局備品管理規程(平成15年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(備品の定義) 第2条 備品とは、次に掲げる区分のものをいう。 (1) 耐用年数1年以上、かつ、取得価格(購入によるものは購入に要した価格、寄贈によるものは見積価格又は評価額をいう。)が1万円以上10万円未満のもの。ただし、<u>机台類</u>、<u>椅子類</u>、<u>収納庫類</u>は取得価格にかかわらず備品とする。 (2) [略] 2～3 [略]	(備品の定義) 第2条 [略] (1) 耐用年数1年以上、かつ、取得価格(購入によるものは購入に要した価格、寄贈によるものは見積価格又は評価額をいう。)が1万円以上10万円未満のもの。ただし、<u>同条第3項に規定する別表に定める分類のうち、机類、椅子類、収納庫類、電算機械器具類</u>は取得価格にかかわらず備品とする。 (2) [略] 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第4号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局防火管理規程の一部の改正する規程

那覇市上下水道局防火管理規程(昭和52年那覇市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(防火対策委員会) 第2条 [略] 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長に<u>上下水道部長</u>、委員に各課(室を含む。以下同じ。)の長をもって充てる。 3 [略] (防火管理責任組織) 第4条 [略] 2 火元取締りの徹底を期するため、各課及びその管理に属する各施設に<u>火元取締責任者</u>を置く。 3 [略] (任命) 第5条 [略] 2 <u>火元取締責任者</u>及び点検検査員は、防火管理者が指定する。 3 <u>火元取締責任者は前条第2項に規定する場所において常時勤務する者でなければならない。</u> 4 <u>火元取締責任者の氏名は当該所管場所の見やすい所に標示</u>しなければならない。 (任務) 第6条 [略] 2 <u>火元取締責任者</u>は防火管理者の命を受け、第10条に規定する順守事項を取り締るとともに、所管場所において火災予防上必要な指導を行うものとする。 3～5 [略] (防火対策の協議) 第7条 防火管理者は必要に応じ、<u>火元取締責任者</u>を招集して防火対策について協議	(防火対策委員会) 第2条 [略] 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長に<u>上下水道部部長</u>、委員に各課の長をもって充てる。 3 [略] (防火管理責任組織) 第4条 [略] 2 火元取締りの徹底を期するため、各課及びその管理に属する各施設に<u>火元責任者</u>を置く。 3 [略] (任命) 第5条 [略] 2 <u>火元責任者</u>及び点検検査員は、防火管理者が指定する。 3 <u>火元責任者の標示は、当該所管場所の見やすい所にしなければならない。</u> (任務) 第6条 [略] 2 <u>火元責任者</u>は防火管理者の命を受け、第10条に規定する順守事項を取り締るとともに、所管場所において火災予防上必要な指導を行うものとする。 3～5 [略] (防火対策の協議) 第7条 防火管理者は必要に応じ、<u>火元責任者</u>を招集して防火対策について協議し、

し、必要な措置を指示するものとする。 (取締事項の周知) 第8条 <u>火元取締責任者</u>は、防火管理者が指示した火元取締りに関する一切の事項をその都度所属職員等に周知させなければならない。 (<u>火元取締責任者の代理</u>) 第9条 <u>火元取締責任者</u>が疾病その他やむを得ない理由により職務を行うことができなくなった場合は、防火管理者は直ちに代理者を決定し、その職務を継続させるものとする。ただし、職務を行えない期間が1月以上にわたる場合は、新たに<u>火元取締責任者</u>を指定する。 2 代理者が職務を行う間は、これを<u>火元取締責任者</u>とみなす。 (順守事項) 第10条 庁舎においては、次の事項を守り、火災予防に努めなければならない。 (1) [略] (2) 屋外でたき火をする場合は、所管の<u>火元取締責任者</u>又は防火管理者の許可を得ること。 (3) 消火器及び消火用水は、<u>火元取締責任者</u>の許可なく移動又は変更をしないこと。 (4)～(7) [略] (8) 防火管理者及び<u>火元取締責任者</u>の防火に関する指示に従うこと。	必要な措置を指示するものとする。 (取締事項の周知) 第8条 <u>火元責任者</u>は、防火管理者が指示した火元取締りに関する一切の事項をその都度所属職員等に周知させなければならない。 (<u>火元責任者の代理</u>) 第9条 <u>火元責任者</u>が疾病その他やむを得ない理由により職務を行うことができなくなった場合は、防火管理者は直ちに代理者を決定し、その職務を継続させるものとする。ただし、職務を行えない期間が1月以上にわたる場合は、新たに<u>火元責任者</u>を指定する。 2 代理者が職務を行う間は、これを<u>火元責任者</u>とみなす。 (順守事項) 第10条 [略] (1) [略] (2) 屋外でたき火をする場合は、所管の<u>火元責任者</u>又は防火管理者の許可を得ること。 (3) 消火器及び消火用水は、<u>火元責任者</u>の許可なく移動又は変更をしないこと。 (4)～(7) [略] (8) 防火管理者及び<u>火元責任者</u>の防火に関する指示に従うこと。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

那覇市上下水道局規程第 5 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事検査規程(平成14年那覇市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査の手続) 第11条 主管課長は、受注者から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを都市計画部契約検査課長(以下「<u>契約検査課長</u>」という。)に提出するものとする。 2 <u>契約検査課長</u>は、主管課長から完了検査依頼書の提出があったときは、検査員に対し検査の指示をするとともに、請負工事完了検査の執行について当該主管課長に通知するものとする。 3～4 [略] (検査の中止) 第13条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちにこれを<u>契約検査課長</u>に報告しなければならない。 (1)～(3) [略] (重要事項の処理) 第14条 検査員は、請負工事の検査に当たって、事態が重大であり、かつ、その処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに<u>契約検査課長</u>に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。 2 検査員は、当該検査を通じて請負工事の施工技術及び施工管理の向上を図るため工事関係者に対して適当な指導が必要であると認めたときは、<u>契約検査課長</u>にその旨報告しなければならない。 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び受注者の状態に関し特に必要と認めた事項に関しては、<u>契</u>	(検査の手続) 第11条 主管課長は、受注者から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを都市計画部契約検査課長若しくは<u>総務課長</u>(以下「<u>契約検査主管課長</u>」という。)に提出するものとする。 2 <u>契約検査主管課長</u>は、主管課長から完了検査依頼書の提出があったときは、検査員に対し検査の指示をするとともに、請負工事完了検査の執行について当該主管課長に通知するものとする。 3～4 [略] (検査の中止) 第13条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちにこれを<u>契約検査主管課長</u>に報告しなければならない。 (1)～(3) [略] (重要事項の処理) 第14条 検査員は、請負工事の検査に当たって、事態が重大であり、かつ、その処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに<u>契約検査主管課長</u>に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。 2 検査員は、当該検査を通じて請負工事の施工技術及び施工管理の向上を図るため工事関係者に対して適当な指導が必要であると認めたときは、<u>契約検査主管課長</u>にその旨報告しなければならない。 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び受注者の状態に関し特に必要と認めた事項に関しては、<u>契</u>

<u>約検査課長</u>に対して率直な意見の具申をしなければならない。 (検査報告書の提出) 第15条 検査員は、請負工事の検査を終了したときは、その結果について7日以内に検査報告書を作成し、<u>契約検査課長</u>に提出しなければならない。 (改造の報告等) 第16条 検査員は、請負工事の検査の結果、その出来形等が契約書、約款、仕様書、図面等と相違し、又は不完全と認めたときは、<u>契約検査課長</u>に改造の必要性を報告しなければならない。 2 <u>契約検査課長</u>は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに主管課長に通知しなければならない。	<u>約検査主管課長</u>に対して率直な意見の具申をしなければならない。 (検査報告書の提出) 第15条 検査員は、請負工事の検査を終了したときは、その結果について7日以内に検査報告書を作成し、<u>契約検査主管課長</u>に提出しなければならない。 (改造の報告等) 第16条 検査員は、請負工事の検査の結果、その出来形等が契約書、約款、仕様書、図面等と相違し、又は不完全と認めたときは、<u>契約検査主管課長</u>に改造の必要性を報告しなければならない。 2 <u>契約検査主管課長</u>は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに主管課長に通知しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

平成 27 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第2章 <u>一般競争入札による契約</u>(第2条～第19条) 第3章 <u>指名競争入札による契約</u>(第20条～第21条) 第4章 <u>随意契約</u>(第22条～第26条) 第5章 <u>せり売り</u>(第27条) 第6章 <u>契約書の作成等</u>(第28条～第42条) 付則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>法令、条例若しくは他の規程又は那覇市上下水道局工事請負契約約款、那覇市上下水道局業務委託契約約款(土木設計等)若しくは那覇市上下水道局業務委託契約約款(調査等)に定めるもののほか、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。 第2章 <u>一般競争入札による契約</u> (一般競争入札参加の制限) 第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると<u>管理者が認める</u>ときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合についても同様とする。 2 施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加す	目次 第2章 <u>一般競争入札</u>(第2条～第19条) 第3章 <u>指名競争入札</u>(第20条～第21条) 第4章 <u>随意契約</u>(第22条～第25条) 第5章 <u>せり売り</u>(第26条) 第6章 <u>契約の締結</u>(第27条～第42条) 第10章 <u>雑則</u>(第62条) 付則 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>法令その他別に定めるもののほか、那覇市上下水道局(以下「本局」という。)</u>の契約事務に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2章 <u>一般競争入札</u> (一般競争入札の参加資格等) 第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると<u>那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が認めるときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合についても同様とする。 2 施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する

る<u>ものの必要な資格は、管理者が別に定める。</u> (一般競争入札の公告) 第5条 管理者は、一般競争入札に付そうと<u>するときは、入札期日の5日前までに市公報、新聞その他の方法により次の事項を公告しなければならない。</u> (1)～(3) [略] (4) 入札執行の日時及び場所<u>(那覇市上下水道局(以下「本局」という。)の電子計算機と入札に参加するものの電子計算機を情報通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))の場合は、入札の期間及び開札の日時)</u> (5) 入札保証金に関する事項 (6)～(7) [略] (8) <u>入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨</u> (9)～(10) [略] 2 <u>建設工事等の見積期間については、管理者は、前項の公告をするにあたり、前項の規定にかかわらず建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の見積期間を確保できるよう配慮しなければならない。</u> (予定価格) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 <u>管理者は、必要と認めるときは、前項の</u>	<u>者に必要な資格は、管理者が別に定める。</u> (一般競争入札の公告等) 第5条 管理者は、一般競争入札により<u>契約を締結しようとするときは、その入札期日(本局の電子計算機と入札に参加する者の電子計算機を情報通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して10日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。</u> (1)～(3) [略] (4) 入札執行の日時及び場所<u>(電子入札の場合は、入札期間及び開札の日時)</u> (5) 入札保証金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の入札保証金をいう。以下同じ。))に関する事項 (6)～(7) [略] (8) <u>入札の無効に関する事項</u> (9)～(10) [略] 2 <u>前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。</u> (予定価格) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 <u>前項の規定にかかわらず、入札前に予定</u>
---	--

規定にかかわらず、当該一般競争入札を行う前に予定価格を公表することができる。

（入札保証金）

第7条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時までに、現金又はこれに代わるものとして管理者が確実と認める有価証券等をもって、その者が見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約又はせり売りによる契約を締結する場合には、入札保証金の額はその都度管理者が定める。

2 [略]

（入札保証金の納付の免除）

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず一般競争入札に参加しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) [略]

(2) 第2条第2項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国等又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) [略]

（無効とする入札）

第15条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1)～(7) [略]

(8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札

価格を公表する場合は、予定価格調書を封書にしないことができる。

（入札保証金）

第7条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時までに、現金又はこれに代わるものとして管理者が確実と認める有価証券等をもって、その者が見積もった入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約又はせり売りによる契約を締結する場合には、入札保証金の額はその都度管理者が定める。

2 [略]

（入札保証金の免除）

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず一般競争入札に参加しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) [略]

(2) 第2条第2項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) [略]

2 管理者は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札の無効）

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)～(7) [略]

(8) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しな

<u>又はその額が所定の額に達してない入札</u> (9) <u>入札者の氏名及び押印のない入札</u> <u>又はこれらが分明でない入札(電子入札を除く。)</u> (10) [略] (入札の取消し、延期等) 第16条 管理者は、天災その他やむを得ない事由があるとき、<u>公正な入札が行われ</u> <u>ないと認められるとき又は入札者が入札</u> <u>条件に反したときは、入札を延期し、若</u> <u>しくは取り消し、又は開札を延期するこ</u> <u>とができる。</u> (落札者決定の場合の措置) 第18条 [略] 2 <u>落札者が前項の通知を受けたときは、7</u> <u>日以内に契約書による契約を締結し、契</u> <u>約保証金を要するものについては、同時</u> <u>にこれを納付しなければならない。ただ</u> <u>し、管理者がやむを得ない事由があると</u> <u>認めるときは、この期日を延伸すること</u> <u>ができる。</u> 3 <u>管理者は、前項の契約の締結をするとき</u> <u>は、落札者から第2条の要件を具備してい</u> <u>る旨及び施行令第167条の4第1項に該当</u> <u>しない旨の証明の提出を求めることがで</u> <u>きる。</u> <u>第3章 指名競争入札による契約</u> (一般競争入札の規定の準用及び指名の通知) 第20条 <u>前章の規定は、指名競争入札によ</u> <u>る契約の場合にこれを準用する。ただし、</u> <u>入札保証金の納付については、第8条の規</u> <u>定に該当する場合のほか落札者が契約を</u> <u>締結することが確実と認められるとき</u> <u>は、入札保証金の全部又は一部を納付さ</u> <u>せないことができる。</u>	<u>い者がした入札</u> (9) <u>入札書に記名押印(電子入札にあつ</u> <u>ては、電子署名及び認証業務に関する</u> <u>法律(平成12年法律第102号)第2条第1</u> <u>項の電子署名その他管理者が指定する</u> <u>認証方法)のない、又は重要な記載事項</u> <u>について判読できない入札</u> (10) [略] (入札の延期等) 第16条 管理者は、天災その他やむを得ない理由があるとき、<u>又は公正な入札が行</u> <u>われないおそれがあると認められるとき</u> <u>は、入札を延期し、若しくは取り消し、</u> <u>又は開札を延期することができる。</u> (落札者の決定通知) 第18条 [略] <u>第3章 指名競争入札</u> (一般競争入札に関する規定の準用) 第20条 <u>第2条から第4条及び第6条から第</u> <u>18条までの規定は、指名競争入札の場合</u> <u>について準用する。</u>
--	---

2 指名競争入札に付するときは、<u>入札説明会2日前までに書面で第5条に規定する事項を指名する者に通知しなければならない。</u>	2 指名競争入札に付するときは、<u>第5条に掲げる事項を入札期日（電子入札にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して5日前までに指名した者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を2日前までに短縮することができる。</u>
（競争入札参加者の指名）	（指名競争入札参加者の指名）
第21条 [略]	第21条 [略]
（随意契約によることができる限度額等）	（随意契約によることができる限度額等）
第22条 [略]	第22条 [略]
2 令第21条の14第1項第3号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。	2 令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（2） [略]	（1）～（2） [略]
（予定価格の決定）	（予定価格の決定）
第23条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ<u>第6条第1項及び第2項の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。</u>	第23条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ<u>予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。</u>
	2 第6条第1項及び第2項の規定は、随意契約の予定価格について準用する。
	3 <u>随意契約の予定価格が第22条の表に定める額以下となる場合、又は次条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該随意契約に係る予算の執行を伺う文書における執行予定の金額の記載をもって、第1項の規定により予定価格を定めたものとみなすことができる。</u>
（見積書の徴取）	（見積書の徴取）
第24条 随意契約によろうとするときは、<u>契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2以上の見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格が定められている物品を購入するとき又はその他見積書を必要としないものと認められるときは、この限りでない。</u>	第24条 随意契約によろうとするときは、<u>2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を徴することができる。</u>
	（1） 契約の性質又は目的により契約の

(準用) <u>第26条 第17条から第19条までの規定は、 随意契約の場合に準用する。</u> (せり売り) <u>第27条 第5条、第6条、第7条、第15条及び 第16条の規定は、せり売りの場合にこれ を準用する。</u> 第6章 契約書の作成等	<u>相手方が特定されるとき。</u> <u>(2) 1件の予定価格が5万円(修繕に係る ものにあつては、10万円)未満のとき。</u> <u>(3) 前2号に定めるもののほか、管理者 が2人以上の者から見積書を徴する必 要がないと認めるとき。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当するときは、見積書を徴さ ないことができる。</u> <u>(1) 官公署と契約を締結するとき。</u> <u>(2) 法令等により価格が定められてい る物品を購入するとき。</u> <u>(3) 災害の発生により緊急を要すると き。</u> <u>(4) 前3号に定めるもののほか、管理者 が見積書を徴する必要がないと認める とき。</u> (せり売り) <u>第26条 管理者は、動産の売払いについて 特に必要があると認めるときは、せり売 りに付することができる。</u> <u>2 第2条、第5条、第7条から第10条、第15 条及び第16条の規定は、せり売りの場合 について準用する。</u> 第6章 契約の締結 (契約締結の手続) <u>第27条 落札者は、第18条の規定による落 札決定の通知を受けた日から7日以内に 契約書を作成し、契約保証金を要するも のにあつては、同時にこれを納付しなけ ればならない。ただし、管理者がやむを 得ない理由があると認めるときは、この 期間を延長することができる。</u>
--	---

(契約書の作成) 第28条 <u>管理者は、契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、その記載を省略することができる。</u> (1)～(5) [略] (6) <u>契約の目的たる給付の完了の確認及び検査</u> (7) <u>対価の支払時期及び支払方法</u> (8) <u>履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</u> (9) [略] (10) <u>契約に関する紛争の解決方法</u> (11) <u>瑕疵担保責任</u> (12) [略] (契約書作成の省略) 第29条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。ただし、重要又は異例に属するときは、この限りでない。</u> (1) <u>契約金額が40万円以下の指名競争契約又は随意契約をするとき。</u> (2) [略] (3) <u>物品売払いの場合において、契約の相手方が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。</u> (4) [略] (5) <u>国等又は地方公共団体と契約する</u>	2 <u>管理者は、前項の契約の締結をするときは、落札者から第2条第2項の要件を具備している旨及び施行令第167条の4第1項に該当しない旨の証明の提出を求めることができる。</u> (契約書の作成) 第28条 <u>契約書を作成する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</u> (1)～(5) [略] (6) <u>契約代金の支払又は受領の時期及び方法</u> (7) <u>履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</u> (8) <u>監督及び検査</u> (9) [略] (10) <u>かし 瑕疵担保責任</u> (11) <u>契約に関する紛争の解決方法</u> (12) [略] (契約書作成の省略) 第29条 <u>管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。</u> (1) <u>契約金額が40万円以下の契約をするとき。</u> (2) [略] (3) <u>物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。</u> (4) [略] (5) <u>官公署と契約するとき。</u>
--	---

とき。 (6)～(7) [略] 2 [略] (契約保証金) 第30条 <u>契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を管理者に納めなければならない。ただし、管理者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</u> (1)～(2) [略] (3) <u>施行令第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国等又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> (4)～(7) [略] (8) <u>国等又は地方公共団体と直接契約を締結するとき。</u> (9)～(11) [略] (12) <u>管理者の認める保証人を立てたとき。</u> (13) [略]	(6)～(7) [略] 2 [略] (契約保証金) 第30条 <u>施行令第167条の16第1項の規定により定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</u> (1)～(2) [略] (3) <u>第2条第2項(第20条で準用する場合を含む。第33条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本局その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> (4)～(7) [略] (8) <u>官公署と契約を締結するとき。</u> (9)～(11) [略] (12) [略]
2～6 [略] (契約保証金に代わる担保) 第31条 管理者が適当と認める契約保証金の担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。 (1) 政府の保証する<u>債権</u> (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	2～6 [略] (契約保証金に代わる担保) 第31条 [略] (1) 政府の保証する<u>債券</u> (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関(<u>出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)</u>)が振り出し、又は支払保証を

(3)～(7) [略] (保証人施行) 第33条 <u>管理者は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により、契約期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、第30条第1項第12号により認定した契約保証人に対し書面により契約を履行することを請求することができる。この場合、契約の相手方に対しても書面によりその旨通知しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定により契約保証人に対して契約を履行することを請求した場合は、速やかに契約の相手方の既納部分又は既済部分を検査し、確認するものとする。</u> (物件の瑕疵) 第34条 <u>管理者は、物件購入の場合において必要と認めるときは、契約の相手方の提供した目的物に対し、代金の100分の2以上の担保契約保証金を徴収することができる。</u> 2 <u>管理者は、物件売却の場合において、目的物の引渡し後その瑕疵について担保の責任は負わないものとする。</u>	した小切手 (3)～(7) [略] (契約保証人) 第33条 <u>管理者は、契約の締結に際し必要があると認めるときは、契約の相手方(工事の請負契約及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託契約に係る契約の相手方を除く。以下この条において同じ。)に契約保証人を立てさせることができる。</u> 2 <u>前項の契約保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。</u> (1) <u>契約の相手方に代わって契約を履行し得る者であること。</u> (2) <u>第2条第2項に規定する資格を有する者であること。</u> 3 <u>管理者は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により、履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、契約保証人に対して書面により、契約を履行することを請求することができる。この場合において、契約の相手方に対しても書面により通知しなければならない。</u> (物件の瑕疵) 第34条 <u>契約の相手方は、引渡しを行った目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物の引渡し後1年間担保の責めを負わなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。</u> 2 <u>管理者は、物件を売り払う契約において、目的物の引渡し後は、その瑕疵については、担保の責めは負わないものとする。</u>
---	---

（権利義務の譲渡禁止等）

第35条 契約の相手方は、管理者の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

2～3 [略]

（履行の変更等）

第37条 管理者は、天災その他特別の事由があるときは、契約の相手方と協議の上契約の全部又は一部を解除し、内容の変更又は履行を中止することができる。

（遅延違約金）

第38条 管理者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、契約の相手方の義務の履行を認めるときは、契約の相手方から遅延違約金を徴収するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 前項の遅延違約金は、本局の当該契約の相手方に対する債務と相殺し、又は契約保証金をもって充当することができる。

4 遅延日数の計算については、検査その他本局の都合によって経過した日数は、こ

（権利義務の譲渡等の禁止）

第35条 契約の相手方は、管理者の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

2～3 [略]

（局の都合による契約の解除等）

第37条 管理者は、第40条第1項に規定する場合のほか必要があると認めるときは、契約を解除し、又は履行を中止させることができる。

2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害賠償の額は、管理者が契約の相手方と協議して定める。

（遅延損害金）

第38条 管理者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、契約の相手方の義務の履行を認めるときは、契約の相手方から遅延損害金を徴収するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 遅延日数の計算については、検査その他本局の都合によって経過した日数は、これに算入しない。

れに算入しない。 (契約相手方からの契約解除) 第41条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。 (1) 管理者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の1以上増減したとき。 (2) 第37条の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。 (3) 管理者の契約違反により、契約の履行上著しく支障があるとき。 2 [略] (契約解除の場合の原状回復等) 第42条 [略] 2 [略] 3 管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について異議を申立てることができず、これに要した費用を負担しなければ	(違約金等の徴収方法) 第38条の2 管理者は、契約の相手方から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき、又は当該契約に係る本局の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。 (契約の相手方の解除権) 第41条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。 (1) 管理者が契約内容を変更することとしたため、契約金額が3分の1以上増減するとき。 (2) 第37条第1項の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。 (3) 管理者が契約に違反したため、契約の履行上著しく支障があるとき。 (4) 契約締結後生じたやむを得ない理由があった場合で、管理者の承諾を受けたとき。 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。 3 [略] (契約解除の場合の原状回復等) 第42条 [略] 2 [略] 3 管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について異議を申立てることができず、これに要した費用を負担しなければ
--	---

ならない。

（監督又は検査）

第43条 契約の適正な履行の確保又は給付の完了を確認するための必要な監督又は検査は、管理者が命じた職員（以下監督を命ぜられた職員を「監督員」、検査を命ぜられた職員を「検査員」という。）がこれを行うものとする。

（契約事項完了の届出）

第44条 [略]

（検査の方法）

第45条 検査員は、契約の相手方から前条の届出があった日から、工事請負契約については14日以内、その他の契約については10日以内の日を定めて契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

ならない。

（監督又は検査）

第43条 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査は、管理者が命じた職員（以下監督を命ぜられた職員を「監督員」、検査を命ぜられた職員を「検査員」という。）がこれを行うものとする。

（監督員の一般的職務）

第44条 監督員は、契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。

2 監督員は、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、又は契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

4 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

5 監督員は、監督の実施に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（契約事項完了の届出）

第44条の2 [略]

（検査員の一般的職務）

第45条 検査員は、工事又は製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。）のため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

- | | |
|---|---|
| <p>2 <u>前項の検査は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容及び数量等について行うものとする。</u></p> <p>3 <u>検査員は、前項の規定による検査の実施に当たっては、監督員及び契約の相手方又はその代理人に立会いを求めなければならない。ただし、物品の買入に係る検査については立会いを省略することができる。</u></p> <p>4 <u>検査員は、当該契約の履行に関し検査をした場合は、検査調書を作成し、管理者に提出しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に対し必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。</u></p> <p>5 <u>物品の買入に係る検査及び次項に規定する検査については、前項の規定にかかわらず、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査調書に代えることができる。</u></p> <p>6 <u>施行令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約及びその他の契約で軽易なものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。</u></p> | <p>2 <u>検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。</u></p> <p>3 <u>検査員は、前2項の規定による検査を実施する場合において必要があるときは、破壊、分解、掘削又は試験をして検査を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>検査員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めなければならない。ただし、物品の購入に係る検査については立会いを省略することができる。</u></p> <p>5 <u>検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から14日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。</u></p> |
|---|---|

(検査結果の報告)

第45条の2 検査員は、前条第1項又は第2項の規定による検査を終了したときは、その結果を検査報告書により管理者に報告しなければならない。ただし、物品の購入に係る検査及びその他の契約で軽易なものの検査については、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査調書に代えることができる。

2 前項の規定は、部分払をする場合において行う請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分の確認を行うための検査について準用する。

(部分払) 第57条 管理者は、契約の相手方から<u>部分払</u>の請求があったときは、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、財政経理上支障がなく、かつ、適当と認めたものに限り完成又は完納前に契約代金の一部を支払うことができる。 2 前項の規定による部分払は、工事にあっては70万円以上、<u>その他のもの</u>にあっては40万円以上の契約でその既済部分又は既納部分が10分の3以上のときに限るものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (部分払の回数) 第59条 部分払ができる回数は、次の制限による。 (1)～(5) [略]	(部分払) 第57条 管理者は、契約の相手方から請求があった場合には、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、財政経理上支障がなく、かつ、適当と認めたものに限り完成又は完納前に契約代金の一部を支払うこと<u>(以下「部分払」という。)</u>ができる。 2 前項の規定による部分払は、工事又は製造<u>その他</u>についての請負契約にあっては70万円以上、<u>物件の買入れ契約</u>にあっては40万円以上で、かつ、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約金額の10分の3を超えた場合において、これを行うことができる。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (部分払の回数) 第59条 部分払ができる回数は、次の制限による。<u>ただし、物件の買入れ契約にあっては、3回以内とする。</u> (1)～(5) [略] 第10章 雑則 第62条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

那覇市上下水道局規程第 7 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局法定外公共物規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局法定外公共物規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局法定外公共物規程(平成17年那覇市上下水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市上下水道局法定外公共物規程</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき那覇市長から委任を受けて実施する法定外公共物の管理については、<u>那覇市法定外公共物規則</u>(平成17年那覇市規則第1号)の例による。	<u>那覇市上下水道局法定外公共物管理規程</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき那覇市長から委任を受けて実施する法定外公共物の管理については、<u>那覇市法定外公共物管理規則</u>(平成17年那覇市規則第1号)の例による。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第1号
平成 27 年 4 月 3 日
掲 示 済

平成 27 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

平 成 27年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	7,000円	
	20mm	12,900円	
	25mm	13,500円	
たて型ウォルトマン	40mm	43,200円	
	50mm	147,000円	
	75mm	178,000円	
	100mm	226,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	202,000円	
	75mm	234,000円	
	100mm	281,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

平成26年度給水装置工事資材統一単価表

期 間 平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

那覇市上下水道局告示第2号
平成27年4月3日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の未更新に伴う取消しについて

那覇市排水設備指定店工事店規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

	登録 番号	指定店名	代表者氏名	指定店所在地地名	継続申請しな かった理由	取消日
1	150	株式会社 工友社	奥浜 宏	那覇市久米1丁目23番7号	未更新	平成27年4月1日
2	212	株式会社 名建産業	眞謝 孝正	那覇市曙2丁目14番12号	未更新	平成27年4月1日
3	239	株式会社 沖工業	上原 重信	沖縄市高原4丁目25番7号	未更新	平成27年4月1日
4	240	有限会社 邦設	上地 安邦	沖縄市比屋根4丁目7番2号	未更新	平成27年4月1日
5	248	有限会社 長嶺工業	長嶺 恵江	糸満市西川町15番18号	未更新	平成27年4月1日
6	257	水渉工業	大城 道夫	南風原町字宮平167番地の3	未更新	平成27年4月1日
7	263	有限会社 三共設備工業	宮城 正範	南風原町字兼城223番地	未更新	平成27年4月1日
8	266	有限会社 東部工業	我喜屋 衛	与那原町字板良敷140番地	未更新	平成27年4月1日
9	269	国吉設備工業	金城 徳子	与那原町字与那原871番地	未更新	平成27年4月1日
10	274	株式会社 琉建工業	渡口 彦武	嘉手納町字嘉手納479番地4	未更新	平成27年4月1日
11	285	徳進設備工業 株式会社	德里 恒雄	北谷町字吉原1201番地の2	未更新	平成27年4月1日
12	291	株式会社 光建	金城 克幸	糸満市西崎町3丁目494番地	未更新	平成27年4月1日
13	293	三幸開発	照屋 幸英	糸満市西崎2丁目34番6号	未更新	平成27年4月1日
14	381	有限会社 和設備工業	金城 和政	宜野湾市大謝名2丁目14番13号	未更新	平成27年4月1日
15	388	有限会社 兼城設備工業	内間 克也	南風原町字兼城136番地	未更新	平成27年4月1日
16	428	有限会社 万代設備	石嶺 晃	北谷町字桑江632番地1	未更新	平成27年4月1日
17	431	有限会社 金丸土木	小橋川 清	宜野湾市我如古1丁目39番28号	未更新	平成27年4月1日
18	433	株式会社 青南化工	島袋 強	豊見城市字高安392番地	未更新	平成27年4月1日
19	435	株式会社 大謝名商事	與那覇 政彦	宜野湾市真栄原2丁目9番9号	未更新	平成27年4月1日

監査委員公表

那監公表第 11 号

平成 27 年 4 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について

1 財政援助団体監査

福祉部

【那覇市民生委員児童委員連合会】

(1) 現金・預金の管理について

連合会において、印鑑が施錠管理されていなかったため、職員の不在時に臨時職員が印鑑を持ち出し、一般会計等から290万4,291円を着服する不祥事があった。

管理監督者は、印鑑の管理を徹底するとともに、帳簿と通帳を照合し、その結果を少なくとも月1回は報告書を役員へ提出するなど経理事務の見直しを検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

出納責任者の机の引出しにおいて預金印鑑を保管し、常時施錠するように事務作業の見直しをしました。また、会計担当者は月次決算を行い会計責任者によって帳簿と通帳を照合し、連合会会長へ報告書を提出するよう改善しました。

(2) 証憑書類の不備について

連合会に係る出納事務の証憑書類を審査した結果、次のとおり改善すべき事項があった。

経理事務においては、支払伝票に添付された領収証等の証憑書類が適切であるか職員によるチェックを行い、適正な予算執行に努められたい。

a 連合会の全体研修の際に支出された費用弁償は、単位民児協16団体中10団体は団体の代表者により代理受領されていたが、各出席者が受領した証憑書類はなかった。

□ 指摘事項等に対する措置

全体研修は約300名の参加で、当日支払には混雑が予想されるため、出席簿に基づき後日支払いをしていました。その方法は、各単位民児協の定例会に事務局が出向き直接本人へ支払う、または定例の会長連絡会の場で、各会長印にて代理受領をお願いしていました。これについては指摘を受け、研修会場受付の場で受領印押印を確認し支給するよう改めました。

b 事務局長の決裁が漏れている支払伝票及び領収証の日付がないものがあった。

□ 指摘事項等に対する措置

決裁者は支払伝票及び領収書の記載形式を確認した上で、決裁印の押印漏れがないよう細心の注意を払うよう対処しています。

c 経理事務については、手続きを経ることなく流用等が行われている科目があった。

□ 指摘事項等に対する措置

経理規程に流用に関する規定を新設し、様式を定めこれに基づいて適正な予算執行をするよう改善しました。

【福祉政策課】

(1) 補助金の返還について

連合会において、臨時職員が市補助金等を290万4,291円着服する不祥事があり、その後平成26年2月17日に全額返還された。返還額のうち、連合会の互助会費20万6,000円を除いた市補助金227万9,804円は事業の未払分に充当された。

なお、架空の伝票が作成され不当に交付された補助金418,487円については、那覇市補助金等交付規則第17条に基づき返還するよう措置されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(ア) 補助金の返還について

平成24年度の補助金の一部の418,487円については、当該団体と協議した結果、当市へ返還する措置をとっていきます。

(2) 連合会の補助金額の決定について

連合会の補助金について、連合会から提出された平成25年度実績報告の収支決算額は2,961万1,822円であるにもかかわらず、2,970万4,000円で補助金が交付され、9万2,178円の差額が生じている。また、当該収支決算額の臨時職員賃金等については、平成24年度分の支払額27万2,777円が含まれている。

那覇市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書を改めて精査し適正な補助金額を確定されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(イ) 連合会の補助金額の決定について

当該団体の平成25年度収支決算額を超えている補助金9万2,178円については、当該団体と協議した結果、当市へ返還する措置をとっていきます。

なお、当該団体は、平成25年度から当該年度の未払金を計上する会計処理へ変更しております。今後は、会計処理方法も含め、実績報告書を十分に精査し、補助金額の確定を行っていきます。

(3) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

連合会の補助金は、那覇市社会福祉事業補助金交付要綱により交付されているが、同要綱は他の社会福祉事業にも活用できるように規定されているため、当該補助金の事業目的、対象経費等が具体的に明記されていない。現行要綱の見直しを行うか、又は個別に交付要綱を作成されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(ウ) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

今後は補助金の充当事業等を明確にし、適正な予算執行に努めていくた

め、当該要綱の見直し又は新たに個別の要綱を作成するか、いずれかの措置をとっていきます。

市民文化部

【那覇地区防犯協会】

那覇地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っており、管理監督者による定期的な確認が行われていない。このような状況は、将来において不正な事務処理を誘発する原因となる。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

□ 指摘事項等に対する措置

那覇地区防犯協会の経理事務については、引き続き職員一人で担当していただきますが、これまで通り品物の購入時は、会長に伺いたてて決裁を得て処理をいたします。

また、3か月に一度、通帳と報告書の確認をすることを検討しております。これまで以上に三役との連絡を密にとり、不正な事務処理を防止するため改善を図ってまいります。

【小禄・豊見城地区防犯協会】

小禄・豊見城地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っていた。管理監督者による定期的な確認が行われていなかった。そのため職員による補助金着服の不祥事が発生した。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

□ 指摘事項等に対する措置

- ① 不正を防止する為、預金通帳の印鑑は副会長兼事務局長が保管し、預金の引き出しは、会長の承認を得ることにしております。
- ② 毎月10日に「定例三役会」を開催し、先月までの業務報告、今後の日程、及び月例の決算書を作成し、収入支出の確認を毎月行っております。
- ③ 会員に「防犯だより」を提供（年4回のうち2回発行済み）し、組織の強化を図っております。

【市民生活安全課】

(1) 補助金の交付申請手続きについて

那覇市防犯事業補助金は、那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条により毎年5月末日までに補助申請を行わなければならないと規定されている。しか

しながら、那覇地区防犯協会は、平成25年 6 月11日、小禄・豊見城地区防犯協会は、同年 8 月26日に当該年度に係る補助金の交付申請を行っている。

当該要綱第 3 条の規定を遵守し、適切な時期に交付申請の手続きがなされるよう団体を指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

提出の遅れは、各防犯協会の総会開催時期の関係によるものでありましたが、ご指摘のとおり那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条を順守できるよう、調整及び指導すべきだったと反省いたします。

なお、平成26年 7 月に制定されました「那覇市の補助金に関するガイドライン」に従い、平成27年度からは負担金に転換する予定もあることから、当該補助金交付要綱の改正の必要性を含め検討してまいります。

(2) 補助事業の変更手続き及び対象経費の明確化について

小禄・豊見城地区防犯協会の実績報告の収支決算書において、交付申請時の収支予算書の事業費にはない分担金、標識等購入費等の費目が事業費として執行されていた。所管課は補助事業の内容変更について口頭により市長の承認を行ったとしているが、那覇市防犯事業補助金交付要綱第 6 条によれば「その内容に変更があった場合は、速やかに書面で報告しなければならない」と規定されている。補助金交付要綱を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。

また、補助金等の額の確定を行う審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条により補助金がどのような経費に充当され、どのような成果を挙げているかを検証・判断できるよう補助金交付要綱において対象経費を支出費目別に明確に示されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

手続き時点では適正な事務執行であると判断しておりましたが、ご指摘をうけて、書面による報告を受けるべきであったと認識しております。

平成27年度からは負担金に転換する予定もあることから、当該補助金交付要綱の改正の必要性を含め検討してまいります。

(3) 実績報告書の確認について

小禄・豊見城地区防犯協会への補助金の対象事業は平成25年 4 月から平成26年 3 月まで実施しているにもかかわらず、事業報告書には平成26年 2 月、3 月分の事業報告が記載されていなかった。

実績報告書等の審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条に基づき、申請内容どおりに事業が実施され、経費が適正に支出されたか検証を行うなど適正な審査を実施するよう努められたい。

□ 指摘事項等に対する措置

ご指摘のとおり、記載漏れについては団体に訂正するよう指導すべきであったと反省いたします。

今後は、ご指摘を受けて、より適正な審査が図れるよう努めてまいります。

2 出資団体監査

健康部

【地方独立行政法人那覇市立病院】

(1) 固定資産の管理について

固定資産管理規程第 27 条は、「定期的かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳と照合しなければならない」と規定されているが、平成 20 年 4 月以降において現物確認はされていない。また、当該規程第 20 条第 5 号の規定により「器械備品に資産管理ラベルを貼付すること」とされているが、平成 20 年度に取得した器械備品の全部とそれ以降の新たに購入した器械備品について資産ラベルの貼付が徹底されていない。

当該管理規程に基づき固定資産の現物確認を行い、適正な資産管理をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

固定資産の管理について、今回の出資団体監査によるご指摘に基づき今後速やかに固定資産の現物確認、資産管理ラベル貼付漏れ固定資産の資産管理ラベル貼付を行い、固定資産管理規程に基づく適正な資産管理を行っていきたいと思います。

(2) 物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について

医薬品及び診療材料の出納及び保管については、会計実施規程第 26 条により医薬品については薬剤部長、医薬品以外の物品については財務課用度グループ長を物品出納員と規定しているが、現場で実際に医薬品の出納、管理業務に従事する職員について定められていない。物品管理の責任の所在を明確にするため、任免規定を整備されたい。

また、医薬品及び診療材料の購入、納品、出庫、返品、廃棄等の手続きに関する規程等が定められていない。これら一連の手続きについて、正確かつ効率的に業務を行うために、規程及びマニュアルを整備されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について、物品分任出納員任免規定を含めた物品管理規程等の整備については、他の地方独立行政法人病院の規程及びマニュアルを参考にして比較検討し当法人に適した規程及びマニュアルを整備していきたいと思います。

(3) 医療機器の選定について

那覇市立病院医療機器選定委員会要領第 3 条（審議事項）では、取得見込価格が 500 万円以上で理事長（病院長）が指定する医療機器の選定に当たっては、審議事項とする旨規定している。平成 25 年度の 500 万円以上の医療機器の購入は 18 件あったが、その内 3 件のみが那覇市立病院医療機器選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付議されていた。

那覇市立病院は、医療機器の購入に当たっては、額の多寡に関わらず病院

長が主宰する経営企画会議において必要度・採算性等を検討し購入を決定している。選定委員会に付議されるのは、医療機器を複数のディーラーが扱っている場合及び複数の部署で医療機器を共用する場合である。

医療機器の選定は病院経営に重大な影響を及ぼすことから、前記の条件に限定することなく、「その重要性及び特殊性に鑑み機器選定の適正さと手続きの透明性を確保するため」と規定した選定委員会要領第1条（設置）の主旨に基づき、500万円以上については、同委員会へ付議するよう検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

医療機器の選定について、那覇市立病院医療機器選定委員会要領第3条（審議事項）に定める取得見込価格が500万円以上で理事長（病院長）が指定する医療機器の選定に関しては、これまでどおり那覇市立病院医療機器選定委員会を開催し審議することとする。それ以外の選定委員による比較選定の必要がないと判断される取得見込価格が500万円以上の医療機器（複数のディーラーが扱っていない場合及び複数の部署で医療機器を共用しない場合等

）については、那覇市立病院医療機器選定委員会要領第5条（持ち回り審査）に基づき選定委員に回議して委員会の審議に代えることとしたいと思います。

(4) 労働組合事務所の無償貸付について

那覇市立病院内の労働組合事務所について、労働組合から借受の申請手続きがなされないまま使用させている。また、当事務所を当組合との労働協約第11条第1項を根拠に無償で貸付けている。

那覇市立病院固定資産貸付規程第6条第1項は、貸付けの申請手続きを定めていることから、当組合に対し同規定に基づき固定資産借受申請書を提出させ、また、同規程第8条第3項第1号は、貸付料の4割以内の減額と定めているため、同規定に基づき対応されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

労働組合事務所の無償貸付について、病院側と組合側で協議した結果、組合事務所としている部屋を平成27年2月中に病院側へ返すことになりました。

(5) 那覇市立病院施設管理業務委託について

那覇市立病院施設管理業務委託は、契約額が1億7,278万3,800円、契約期間3年の施設管理業務である。同契約は那覇市立病院契約規程第20条第1項第6号を根拠に、競争入札に付することが不利と認められるという理由で随意契約を締結している。

随意契約の主な理由は、施設の維持管理に実績があること、開院当初から施設の維持管理を請け負っていることなどとなっているが、これらは競争入札に付することが不利になる理由にはならない。また、事前に3者から見積書を徴取しており、受託が可能な業者が複数あることから、競争入札を実施されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

那覇市立病院施設管理業務委託について、平成27年3月31日をもって契

約満了となることから、平成 27 年 4 月以降の委託契約については競争入札を実施する予定です。

(6) 契約事務について

入札及び契約事務において、入札時に指名事業者の決定、予定価格の設定等を行い、契約時には落札者の決定、契約額の確定を行う必要から、少なくとも入札起案時と契約起案時に、その都度決裁を得て、決裁者の確認を得るべきである。

しかし、総務課で所管している「平成 25 年度那覇市立病院警備業務委託」他 7 件の契約事務においては、上記で述べた契約事務手続きが行われておらず、入札起案時の一つの起案で、契約時の決裁を省略して行っていた。

契約時の決裁がないことは、落札者の決定や契約額の確定における決裁者の確認がないまま契約事務手続きが行われていることになり、不適切な事務処理である（入札件数 8 件中 7 件あった）。

また、その他事務局の契約事務において、以下の不適切な事務処理が散見された。

- a 契約締結が事後決裁となっているもの
- b 契約書や覚書に契約の日付がないもの
- c 個人情報保護規定に基づく個人情報の特約条項が添付されていないもの
- d 契約書の公印が遡及押印されているもの
- e 随意契約において予定価格が設定されていないもの
- f 事務決裁規程に基づく専決区分を誤っているもの
- g 起案書の決裁欄や見積書に日付がないもの
- h 随意契約の適用条項の誤り及び随意契約理由が不明確となっているもの

このような不適切な事務処理は、規定等を確認せず前任者の事務処理に倣い処理を行ってきたことが原因であると考えられる。

契約事務の事務手続きにおいては、内部統制の観点から、規定等に照らしながら処理を行い、事務が適切に処理されるよう努められたい。

□ 指摘事項等に対する措置

契約事務について、今回の出資団体監査によるご指摘により、契約事務に係る各々規定等の確認を怠り前任者の事務処理に倣い処理したこと、本来の契約事務という大切さ、認識の甘さが露呈したものであり、その事務処理（契約・公印の取り扱い）について改めて市長事務局より「文書事務研修」のご指導を仰ぎました。ご指摘のありました契約事務については、いずれも基本的な事務内容での過ちで、監査終了後、直ちに総務課庶務グループの文書公印担当及び事務局各課長等に対し、契約関連規程遵守の周知徹底を図るため、改めて会議において注意喚起を行いました。

今後とも、文書審査及び公印管理について、契約関連諸規程等に照らして適切に処理するよう対応していきたい。

【健康部保健所健康増進課】

(1) 運営負担金の交付要綱制定について

那覇市立病院へ繰出す運営負担金については、これまで総務省通知の「地方公営企業繰出し基準について」に基づき支出を行っているが、明確な算定方法、交付申請、交付決定等の規程が定められていない。

適正な運営負担金を交付するため、運営負担金の目的及び対象を明確にするとともに、算定方法及び手続等を定めた運営負担金に関する要綱の制定をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

運営費負担金に関する要綱の制定について、健康増進課、財政課、地方独立行政法人那覇市立病院の三者で協議した結果、次期中期計画（平成28年度開始）の運営費負担金繰出しから、新たな運営費負担金の要綱を適用することで合意し、平成27年度中に要綱を策定する予定です。

(2) 病院事業資金貸付金の要綱制定について

病院事業資金貸付金については、貸付要綱を定めてなく、貸付実施の起案書及び契約書において貸付条件を定めている。貸与するのが公金であることから、当該貸付金制度の目的や使途等を定めた根拠規定が必要である。

貸付の要件及び手続を明示することによって適正な貸付を行うため要綱の制定をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

病院事業貸付金の貸付要綱について、健康増進課、財政課、地方独立行政法人那覇市立病院の三者で協議した結果、次期中期計画（平成28年度開始）の病院事業貸付金から、新たな貸付要綱を適用することで合意し、平成27年度中に要綱を策定する予定です。

那監公表第 12 号

平成 27 年 4 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について

1. 真和志中学校屋内運動場改築工事（建築）

(4)施工について

ア 施工関係

(エ) 工程管理

竣工日（期日）からの逆から工程表を作成させ、作業員労務工程（作業員確保）作成など対策が必要と思われる。何%遅れた時に「理由書」又は「変更工程表」を提出させるか明確にされることが望まれる。（要望事項）

☐ 上記事項に関する措置

完成予定時期までの変更工程表を作成し、作業員の確保状況と併せて、随時進捗状況の確認を行っております。また、毎月の進捗状況報告の際に、10%以上の遅れが生じた場合は、理由及び今後の対策を記入した「遅延理由書」を提出するよう現場説明書等に明記します。

(ク) 工事材料及び品質関係の書類

- a 平板載荷試験を実施しているが、地耐力確認試験結果である。添加量 $50\text{kg}/\text{m}^3$ の根拠を明確にされること。（注意事項）

☐ 上記事項に関する措置

次のとおり根拠を明確にしました。

重機設置のための要求性能、地盤条件、施工条件及び現場における均一混合確保の最小添加量 $50\text{kg}/\text{m}^3$ （セメント系固化材による地盤改良マニュアルによる）から固化材添加量を $50\text{kg}/\text{m}^3$ と設定し、室内配合試験及び部分的な現場施工における平板載荷試験の結果を踏まえ、添加量を決定しました。

- b 本工事の規格値ズレの杭（X5-Y6）は、150mm ズレがあった。

基礎の安全性の確認（無対策：現状でOK！）の根拠を担当設計士の確認書類として整えること。（注意事項）

☐ 上記事項に関する措置

すべての杭について芯ズレ寸法の精査を行い、100mm 以上のズレが生じているものについては、構造担当設計者が検討を行い、基礎に影響がないことを確認し、資料の整理を行いました。

イ 環境保全

(オ)周辺は、密集市街地で、住宅や学校、飲食店も多く立ち並び、歩行者も多いため現場出入り口や周辺の清掃を徹底し、夜間は保安灯の設置等を行なっている。本工事においては、具体的な環境パフォーマンス(数値)を設定し、実行してほしい。(要望事項)

□ 上記事項に関する措置

赤土等流出防止対策における排水基準や建設副産物・事業所ゴミのリサイクル等について、具体的な目標数値を設定し、記録を行うようにしました。

ウ 安全管理

(イ)本工事以外に別途発注工事(電気設備工事、機械設備工事)があった。労働安全衛生法第 30 条第 2 項の同一敷地での別途工事があり、法第 30 条の措置を講じる「元方事業者」を指名することが必要となる。(様式統一することが望ましい。)(注意事項)

また、指名された「元方事業者」は、毎月 1 回の「(仮称)労働安全衛生委員会」を開催し、議事録保存させ、「統括安全衛生責任者」としての職務遂行させることが望ましい。(注)今回工事は、作業員が常時 50 人以上にならないと思われる。よって、「統括安全衛生責任者に準ずる者」としての活動記録が必要となる。(要望事項)

□ 上記事項に関する措置

分割発注に伴い、同一現場に元請工事が複数あるため、現場説明書において、本工事請負者を幹事工区と指定しておりますが、改めて、特定元方事業者の指名通知を文書にて行いました。

また、指名された特定元方事業者は、毎月1回の安全施工協議会を関係請負人と開催しており、活動記録も整理されています。

(5)工事事務について(設計者・施工業者の選定、契約)

ウ 契約

(エ)契約約款 48 条(火災保険など)

繰越等の関係もあり、工期内検査を行なうとのことであるが、万一工期内検査におぼつかない場合は、検査完了日までの火災保険期間の延長が必要である。(要望事項)

□ 上記事項に関する措置

現在、工期の延長手続きを行っており、変更契約締結後は、保険期間につきましても速やかに工期+14 日間の延長を行う予定です。

2. 平成 26 年度 1 工区久米地内公共下水道工事

(4)施工について

ア 施工関係

(ア)関係諸官庁への届出

消防署長への「道路工事届出書」の確認ができなかったので整備させておくこと。(注意事項)

□ 上記事項に関する措置

本工事の施工範囲にある道路においては、消防署長への「道路工事届出書」が必要な箇所と不要な箇所があるが、「道路工事届出書」の提出を要する箇所の施工は既に終了していたため、不備となっています。また、施工中の箇所においては、消防署長への届出を要しない事を確認しました。

今後は、このようなことがない様に指導してまいります。

(ケ)打合せに関する書類

a 工事着工段階で「設計照査」を行なっているが、国土交通省の「設計照査ガイドライン」に沿い、統一された那覇市様式を作成させることが望まれる。(要望事項)

□ 上記事項に関する措置

国土交通省の「設計照査ガイドライン」は、道路工事に対する内容が主になっていることから、他先進都市の事例を参考に、下水道工事での設計照査内容を検討しています。

イ 環境保全

(ア)建設廃棄物処理に関する書類

c 建設廃棄物処理委託の契約書は適正に提出させ管理されていた。

追次で提出させる追加委託業者もある。よって、一連の処理業者フロー図（排出事業者⇒運搬業者（複数）⇒中間処理業者（複数）⇒最終処分業者（複数））を添付させると分かり易くなる。(要望事項)

□ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり、建設廃棄物の種類ごとに処理業者フロー図を作成させました。

3. 平成 26 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事(その2)

5 現場施工状況調査における所見

ウ 夜間の工事範囲への立入禁止措置を明確にされること。また、立入禁止を啓蒙掲示しておくこと。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

仮囲いによる立入禁止措置、また、一般の方が見やすい箇所へ立入禁止の掲示を行ないました。

エ 現在杭打工事は休止状態であったが、再開時は、杭施工中の泥飛散防止対策を実施して頂きたい。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

ネットを設置し、現場外への泥飛散防止対策を行ないました。

オ 杭施工時は、杭繋ぎ溶接が発生する。溶接箇所手元に消火設備を配置させるよう、徹底指導願います。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

溶接時は、消火器を手元に配置し、作業を行ないました。

カ 敷地近接にグラウンドゴルフ場があり、施工に際しての飛散及び作業員管理の指導徹底をお願いする。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

ネットを設置し、飛散防止を行い、作業員への指導を行ないました。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
機関		職	機関		職
[略]			[略]		
教育委員会	事務局	(1) 教育長	教育委員会	事務局	(1)～(5) [略]
		(2)～(6) [略]			
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考			備考		
1～2 [略]			1～2 [略]		
3 表中「事務局」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条に規定する事務局をいう。			3 表中「事務局」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条に規定する事務局をいう。		
4～11 [略]			4～11 [略]		
備考			備考		
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。			1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。		
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。		
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。			3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。		

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は適用せず、改正前の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

正 誤

○那覇市公報第1623号の正誤

2014(平成26)年7月1日付け那覇市公報第1623号に登載された那覇市条例第32号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
868	上から30 ～31行目	平成26年那覇市条例第 号	平成26年那覇市条例第32号

○那覇市公報第1641号の正誤

2015(平成27)年4月1日付け那覇市公報第1641号に登載された那覇市教育委員会教育長訓令第1号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
111	上から5行目	委員長 添石幸伸	教育長 渡慶次克彦

